

農 村 計 画

第 18 号



1980. 3

農業土木学会農村計画研究部会

農 村 計 画 第 18 号

目 次

特集にあたって	研究委員会	1
講演 1 定住構想と農村計画 —— 栗原地域における計画の視角 ——	佐々木嘉彦	2
講演 2 定住構想と農村計画 —— 富山県砺波地方を例として ——	富田 正彦	10
講演 3 益田圏農村定住条件整備検討調査	浦 良一他	20
講演 4 地域計画構想づくりの新たな模索 —— 八幡浜・大洲地域における事例 ——	北村貞太郎	29
講演 5 地方定住圏の整備に関する一考察 —— 一般的な見方として ——	伊藤 滋	40
総合討論 定住構想と農村計画		46
事務局通信		50
編集後記		50
研究部会誌「農村計画」投稿規定		51
農村計画研究部会規約		

（表紙：富山県小矢部市の山間部集落（八伏）の廃屋 — 表紙写真の
ような無残な廃屋を日本の農村風景から消滅させるためにも、安定
した就業の場と落ち着いた生活の場を地方につくり出すことを目標と
する定住圏整備の果す役割は大きい — 写真提供・楠本侑司氏）

特集にあたって

研究委員会

本号は去る5月7日(月)に農業土木会館で行なわれた農村計画研究部会の第14回研究発表会の特集号であります。すでにご承知のことと思いますが、この研究発表会は従来の現地研究集会を現地研修集会に改めるのに伴い、新しく研究会的な色彩を強めた研究発表の場として設けられたものであります。

現在、経済構造の再編が進められつつあり、これに伴って地域構造も大きな変化を迫られている状況の中で、国の地域施策の大綱ともいべき三全総にもられた定住構想は、農村地域の改善にかかわる農村計画の研究者にとって看過することのできないものといえましょう。

したがって地域の特性を生かした農業生産や、農村の居住環境の改善に寄与する農村計画サイドから、定住構想へのアプローチを検討することは、総括的な研究討論の機会として新しく発足した研究発表会にふさわしいものであったと言えます。

幸い昨年より国土庁によって全国5地区で農村定住条件整備検討調査が始められ、本研究部会員を含めた研究者の参加が見られましたので、今回の発表をお願い致しました。研究発表に際しては、それぞれの地区の調査結果を素材として計画領域・計画主体・計画手法の三側面からのとりまとめをお願いし、「地域」や「圏域」など農村計画に関する本質的な問題に触れることを通して、改めて農村計画を見直す場にするを意図しました。

研究発表は下記のような要領で行なわれました。その結果をとりまとめたものが本号の内容となっております。

この内容に見られますようにユニークな考え方、新しい概念や方法などが提出され、多方面にわたる分野の研究者・技術者の参加もあって、かなり熱気のある研究発表会となりました。しかし討論会での発言にも見られますように、定住構想の現代的意義に関する正面からの取り組みの不足、現状認識の新旧のズレ、方法的なあいまいきなども少なくなかったように思われます。討論会における質問者側のいら立ちや討論のかみ合いのズレなどがそのことを明らかにしております。

これだけ多分野の人々が一堂に会して包括的な問題について討論する以上、これらの諸点はある程度やむを得ない面もあると思われませんが、今後の研究発表会のあり方とも関連して慎重な運営の必要性を感じているところであります。

しかしながら重要な問題点が多く提出され、それらの整理検討の必要性は少なくありません。本特集号が農村計画研究の発展のための手掛りや材料の提供に役立つことを切に念ずる次第であります。

なお、当日の研究発表会は次のように行われました。

記

1. テーマ：定住構想と農村計画
2. 日 時：昭和54年5月7日(月) 9.00～16.00
3. 会 場：農業土木会館6階大会議室
(東京都港区新橋5丁目34-4)
4. プログラム
9.00～9.30 あいさつ
農村計画部会長 西口 猛
国土庁農村整備課課長 伊藤礼史
9.30～10.00 宮城県栗原地域を例として
東北大学工学部教授 佐々木嘉彦
10.00～10.30 富山県砺波地域を例として
東京大学農学部助教授 富田正彦
10.30～11.00 島根県益田地域を例として
明治大学工学部教授 浦 良一
11.00～11.30 愛媛県八幡浜大洲地域を例として
京都大学農学部助教授
北村貞太郎
11.30～12.00 宮崎県都城北諸県地域を例として
東京大学工学部助教授 伊藤 滋
13.00～15.30 総合討論
(司 会) 東京工業大学工学部教授 青木志郎
(コメンター) 地域社会計画センター 山名 元
5. 参加人数 109名 (会員71人, 非会員38人)

定住構想と農林計画

— 栗原地域における計画の視角 —

佐々木 嘉彦*

Settlement Concept And Farming Village Plan

Viewpoints with Respect to Planning

in Kurihara District

Yoshihiko SASAKI *

目 次	Contents
1. はじめに	1. Preface
2. 栗原地域の概況	2. Brief Situations of Kurihara District
3. 定住構想	3. Settlement Concept
4. くらし・地域の変容	4. Changes of Life and Districts
5. 地域の発展	5. Developments of Districts
6. 定住条件としての産業	6. Industries as Settlement Condition
7. 定住条件としての生活環境	7. Life Environment as Settlement Condition

Abstract

If one basic objective of settlement concept is to keep people within farming areas, the settlement concept can not be achieved by the development plan which aims only at increased income and enhanced conveniences. It is because people continue to move places of higher income and better conveniences as long as the difference of level by district is caused by the social and/or economic structures.

In planning the settlement concept, not only such value factors as income and conveniences, but also other value factors with which people can settle down in satisfaction must be sought in that district under considerations. An important factor which makes people settle down in any given district is comfortableness to live and the environment guarantees this comfortableness.

The comfortableness to live comprises many value factors. Main factors are income and conveniences previously mentioned, safety, healthiness, and also comfortableness in narrow sense.

* 東北大学工学部, Faculty of Engineering, Tohoku University

定住構想と農村計画

— 栗原地域における計画の視角 —

佐々木 嘉彦

1. はじめに

この報告は、東北経済開発センター(注)が行った「栗原地域の定住構想に関する基礎的考察」を、農村計画の観点から要約したものである。字数の制限があったため、構成は上記報告とは異なり、また説明も不十分である。各執筆者の意図を損うところもあるが、それはすべて筆者の責任である。詳細はいずれ印刷されるはずの報告書をお読みいただきたいと思う。

2. 栗原地域の概況

まず、栗原地域について紹介しておくのが順序であろう。以下簡条的に述べておく。

位置・地形 栗原地域は宮城県の北端に位置し、北は岩手県、秋田県に、西と南は本県大崎地域、東は登米地域に接する広茅807.8km²の地域で、北東端に秀峰栗駒山(1,624 m)が聳え、東部一帯は山岳部で占められ、これより発する一迫、二迫、三迫川およびこれらの支流に発達した平坦部が西部にひろがっている。

気候 気候は内陸型で、平坦部にある築館町の年平均気温は11.1℃となっているが、山岳部はこれと大きく異なり、冬期はかなりの積雪がある。域内10町村のうち半数の5町村は豪雪地域対策特別措置法による豪雪地帯に指定されている。

町村構成 本地域は栗原郡10町村で構成され、全域の中心都市がなく、通勤や交通流動からみると、三つの核(築館町、若柳町、栗駒町の各中心市街地)にわかれている。より高次中心は古川市および岩手県一関市とみてよい。

人口 人口は30年代以降減少をつづけ、減少率は県内では最も高く、40～50年でも年率2%に近い。10町村のうち7町村が過疎地域対策緊急措置法による過疎町村の指定をうけている。

産業 産業は農業に特化し、農業就業人口比は50年現在42.6%で、県内では登米地域に次いで高い。土地総面積のうち約25%が耕地、うち84%が水田で、

この水田率は県平均をかなり上まわる。耕地以外の大部分は林野である。山岳丘陵地が多いにもかかわらず、米単作ともいうべき経営で、耕地利用率は100%にみたない。近年畜産の発達をみせているがそのウエイトはなお低い。

30年代後半以降、製造業が急増したが、就業者の約60%は女子(県平均では男子が約60%)、業種でも女子型・労働集約型が約40%を占め、生産性、賃金水準ともに県平均をかなり下まわる。

第三次産業の発達は停滞的である。商業では、どの指標をとってみても県内では最低のレベルにある。地域内には三つの商業核(前記3町)があるけれども、域内需要をみたすにいたらず、顧客は前記都市等にかなり流れている。サービス業においても同様である。

道路・交通 平坦部の中央を南北に貫く国道4号線と東西に走る主要地方道湯沢・築館・志津川線および築館ICで国道と結ぶ東北高速自動車道が地域間交通幹線である。この国道、主要地方道に県道10路線が加わって三つの核、各町村の中心集落や主要集落を結んで域内交通幹線を形成し、これら幹線を軸とする町村道のネットが各集落を結んでいる。道路整備水準は一般に低く、町村道では県下最低である。なお、国鉄東北線が本地域の東端をかすめ、石越駅から鶯沢町にいたる私鉄をわけているが、近年その役割を低下させている。

生活環境施設 上下水道、医療、教育、文化等の施設はどれをとってみても県下最低か、低い水準のグループに属する。

財政基盤 財政基盤は弱く、人口1人当たり税収額も、財政力指数も県下最低である。いっぽう財政需要は県平均に近く、財政の悪化が年々進行している。

地域生活文化 人口の移動や流動、生活様式の都市化にともなう地域社会の分解が進行しながらも、この地域には特有の生活文化が残っている。たとえば、言葉、婚礼や葬式、食物とくに餅などの生活様式、人情っぼさなどの生活感情、数多くの神楽や祭りなどの伝統的行事

が残っており、栗駒山の秀峰と迫川の清流が現在も地域のシンボルとして親まれている。この地域の特色を最も象徴的に示すものは「栗原青年」という言葉がいまなお宮城県に生きていて、それは地域の青年に受けつがれてきた、他と区別される生活感情、行動、慣習などの一定の様式が存在しているからにはかならない。このような地域を筆者らは基礎文化圏と呼んでいるが、栗原地域はこの名に値する内容をもっているといえよう。

3. 定住構想

定住構想とは何か。これがわれわれの最初の疑問であった。栗原地域においても二全総等、政府の指導に沿う開発に努力してきた。それにもかかわらず、地域概況に示したように、人口流出を中心とする過疎状況の進行をとどめることができなかつたからである。定住構想がもしこれまでの開発の延長であるなら、同様の結果になるだろうと思われるのであるが、それは二全総とどう異なるのであろうか。

定住構想は、文言上の表現はともかく、基本的には二全総と異なるものではない、というのがわれわれの理解である。その理由はおおよそ以下のとおりである。

その第一は、問題の認識にある。すなわち、三全総も過密、過疎等の地域問題から出発しているが、これは当然としても、この問題を国土の構造、またその基礎をなす集中のメカニズムと切離して捉えていること、また、地方の独自性をそれとして認めるよりは、人口、産業の「受け皿」としての認識に止まっているとみられることである。

第二は、上述の問題認識をうけた計画課題にある。ここに示された多くの計画のなかでとくに注目しなければならぬことは、住むことの基盤となる産業、交通等の課題が、これまでの開発の踏襲に終わっているとみられることがそれである。

すなわち、農業ではその課題が高効率農業の展開および農産物流通の合理化にあるが、その内容はこれまでの「近代化・合理化」と農産物の市場メカニズムへの組み込みの強化とみられる。工業にあっては、その立地条件を前提とする再配置（地方分散）が中心である。

社会開発は、居住区、定住区等の目新しい言葉を使っ

てはいるものの、その内容は機能主義的、都市的発想ともいえる、交通通信体系や都市的機能の整備にとどまっている。

第三は、定住構想の狙いである自然、生産、生活の環境が調和する「総合的居住環境」形成の手法が示されていないことである。これについてはいまは深くは問うまい。

くり返すことになるが、これらの特徴は二全総の場合も全く同様ではなかつたか。

思うに、二・三全総の問題は、人口移動が所得の効果であることを認めながら、これをもたらす条件、すなわち生産力格差を基礎とする諸地域格差をつくりだした資本と権力の大都市集中、またこれを支持する市場メカニズムに目を向けなかつたことにある。国土がこのような構造にある以上、所得格差は解消しえないはずである。

そのいま一つの問題は、計画の基底にある地域の発展観である。それは経済の発達と生活の都市化がすなわち地域の発展であるとする考え方で、三全総もこれから脱却しえていないと思われる。それは上に述べた諸問題から明らかであろう。産業が高度化したとしても、そこが住むに適さないところとなるならば、地域の発展とはいえない。定住構想はその反省にたつ地域の発展像と捉えるべきであろう。

4. 暮らし・地域の変容

地域の発展——定住構想を考える前に、この観点から地域の変容をみておく必要がある。農村をとってみても、所得が低からざるをえなかつたにもかかわらず、そこに定住していたのではなかつたか。このことを見直してみたいのである。

(1) 農村の暮らしと地域

まず農業について。厳密な定義ではむろんないが、農業は、太陽エネルギーを、地球上の生物圏において、生物の生長を利用するところの生産（産業）であって、自然と不可分に結合している。この特質は次の二つのことを示す。

その一つは、農業が資本主義産業としては土地利用、資本の回転等において決定的な弱みをもつことである。この点に注目するなら、農業に他産業と均衡する所得を期待することなど、安易にいうことはできないはずであ

る。しかし、一方、この農業の特質は生産における獨創性や生活の個性的展開など、総じてくらしの豊かさの可能性に富んでいるという点で、大きな強みをもっているということが出来る。

そして、かつて農村のくらしや地域がもっていた特徴は、この農業の特質と結びついていたのである。

その特徴の第一は、生産（経営）と生活との分ちがたい結合である。この結合は所得を媒介とする間接的、抽象的な関係にとどまらず、直接的、具体的であった。食生活や住空間をはじめとするくらしの様式によくあらわれていた。

第二はくらしにおける地域性である。農業は自然と不可分である一方、わが国の自然はきわめて多様である。このことは作物の多様性を、地域的にはその特徴を形成する。この地域性はいうまでもなく自然——生物的環境に支配される作物および作物の特性としてあらわれる。そして、この地域性は経営と不可分の生活の地域性を形成する。最も直接的なあらわれは食文化——形態と季節性である。

これはまた住空間——住居や地域空間にもあらわれる。農業生産活動は空間的限定性が強い。すなわち、生産と生活空間相互の近接が必要である。住居と耕地との距離は、一定の生産量を前提として作物および労働の量と形態と対応しながら、他産業における通勤距離と比較して非常に短い。野菜畑は住居の近くに、豆や麦の畑は遠くに、水田はその中間に分布していたのはこれによる。そして、これに規定されて生活活動空間も狭く限定されざるをえない。

第三はくらしの共同性である。耕地が零細で生産力の低い農業にあっては、くらしにおける直接的、具体的な共同が必要であった。水や農地・農道の管理をみれば明らかのように、生産における共同は本質的でさえある。また、機能分化の未熟な農村ではくらしにおける相互扶助を欠くことはできなかった。

周知のようにこの共同性と前述の地域性が地域社会の基礎であるが、農村ではこれが人々の必要を充足するシステムを形成していたのである。

第四は疎住である。土地の生産力が低い農業にあっては疎住とならざるをえないが、この条件下では、需要が小さく、商業的機能の分解が著しく制限される。農村に

における生活環境施設水準が低いのは、それが需要、具体的には利用人口を基礎としていたからにはほかならない。

第五は自然との結合である。いうまでもなく農業は自然のメカニズムに従わないでは成立しえない。またこの過程で人々は自然を理解し、自然から多くのものをひきだし、くらしの文化をつくり出した。彼等にとって自然は物質的手段を獲得する対象であっただけでなく、感情や思想を培う土壌であったのである。一方、疎住はさまざまな自然との日常的な接触を可能ならしめ、農業と地域空間の両面で自然との結びつきが深かった。

そして、いま一つ重要なことは、以上の記述からも明らかのように、これらの諸特徴は相互に関わりあって成立していたことである。

(2) くらし・地域の変容とその意味

前述のくらしと地域は、周知のように、30年代以降における経済の高度成長とともに著しい変容を見せた。それは、簡単にいえば次のような変容であった。

農業においては、省力と売るための農業を合い言葉に「合理化・近代化」（括弧つきであることに注意、以下同じ）が進む。その内容は機械化に代表される技術革新と経営の「企業化」、「大規模化」であって、これが専作化と結びつき、労働力の流出と兼業化を進行させ、また一方では工業の農村進出を促した。生活においては所得の向上とともにいわゆる都市化を急速に進めながら、地域の機能の「高度化」が要請されるようになった。これらの変容は同時に地域構造の変容をもたらす。すなわち、農村の人口、職業、土地利用等の構成を変えていわゆる混住化を著しく進め、就労・生活圏の拡大（都市圏の拡大）に示される地域の圏構造の拡大強化をもたらしつつ、地域社会の結合を著しく弱めたのである。

この変容もまた構造的であるが、この説明は省略し、この変容のもつ意味について考えてみたい。

農業の変化は、第一に科学の一方的な利用すなわち、自然科学の成果を農業のそれぞれの局面において、他の要因への配慮が不十分のまま利用するものであった。この結果は公害や自然破壊、地力の低下等としてあらわれ、すでに多くの批判を浴びている。

その第二は農業の「資本主義化」といえようが、それは農業を資本主義市場のメカニズムに組み込むことにすぎず、個々の経営そのものを企業化することではなかつ

た。それはまた農村の労働・商品市場化でもあった。そして、このため、農工間の矛盾をむしろ拡大し、農業の生産力と自作農的土地所有との矛盾を顕にする結果ともなったのである。

第三には、農業、また特にわが国農業の特質を失わせたことである。前述の「合理化」は自然存在の合理の否定ともいえる。またわが国の自然は多様な農産物の可能性に恵まれているにもかかわらず、専作化等によってこれを失い、ひいては食生活の豊かさの重要な側面、地域的特色や季節性を失わせたことである。これは自然との乖離であり、地域文化の衰退に通じる。生活の貧困化というべきであろう。

その第四は生活の商品化とこれにともなう画一化である。所得の上昇と農業の「資本主義化」は、生産と生活を分離し、農業を所得の手段と化し、労働のよこびを失わせつつ生活の商品化（都市機能への依存を含む）を著しく強め、生活の画一化を招いたのである。

その第五として、農村の地域性、共同性の稀薄化と、これによる地域社会の分解をとりあげておく必要がある。これについてはよく知られているが、次のことを特に指摘しておきたい。一つは、今日関心を呼んでいるコミュニティ形成には、その実体をなす地域性と共同性の回復が必要であること、いま一つは、すでに述べたことではあるが、疎住条件のもとでは商業的機能の成立には限界があり、このためにも、また生活文化の発達のためにも地域社会が存在しなければならないことである。

5. 地域の発展

地域開発においては地域の発展がトータルの目標とされているのが普通である。これまでの計画においては、地域の発展とは人口の増加・定着、これを支える所得の増加とその源泉としての産業なかんずく工業の発達および都市的機能の充実であったといつてよい。

こういえば反論もあろう。最近の開発計画では自然や環境の保全、コミュニティの形成などが目標としてとりあげられているからである。しかし、このための具体的施策、開発内容やこれを実現すべき手法が示されなければ、単なる目標にすぎず、その上具体化されている開発は、すでに述べた変容に示される、上述の目標とはむしろくいちがうような内容である。これでは反論にはなる

まい。

このような地域の発展観は「開発」のおくれている地域ほど著しく、観光という名の産業開発に典型的に示されているように、「開発」のためには自然の破壊や環境悪化はやむをえないとさえ考えられている。

産業開発は所得、人口の増加が狙いであるが、都市的機能の開発はくらしの利便が狙いである。これは前に述べたくらしの商品化、つまり、都市的サービスの消費生活化であって、生活における個性的、創造的側面を見失なわせ、生活に必要な物やサービスの取得のしやすさ、すなわち利便性が重要な価値となっている。

このような地域の発展をめぐる問題についてはすでに多くの批判があり、本項でも述べたとおりであるが、定住に関していま一つ注目しなければならないことがある。それは所得や利便性だけを狙いとす開発では、人々を農村地域にとどめることができないだろうということである。なぜなら、国土の構造が前述の傾斜構造にある限り、所得や利便性の地域格差は残らざるを得ず、人々はより高い所得や利便性を求めて移動するはずだからである。

二全総の新交通体系の整備は集中をむしろ助長したことは、一般に逆流効果としてよく知られているが、資本と権力の大都市集中が著しい条件の下では、この逆流効果こそ必然的である。この国土の構造は地方の「開発」が進むほど、資本の集積と市場メカニズムによって、「地方中枢都市」や大都市地域にはねかえってくる構造になっているところに特徴がある。

地方都市や周辺農村では30年代後半以降開発に努力したが、東北地方を見る限り、所得等の地域格差はいぜんとして大きい。企業の進出はあっても、企業にとっては地方は単なる労働力市場として、現業や配送部門に限られ、賃金も相対的に低からざるをえない。さきに見た栗原地域の製造業にこれがよくあらわれている。都市的機能の格差も、その整備手法が需要を基礎とする限り、同様に残らざるをえない。

以上のことは、これまでの「開発」をいくら努力したところで、定住の条件はみたされないということを示しているのではないか。定住構想では、所得や利便性だけではなく、人々が定住するに足る価値を地域に見出す必要がある。

「人々は生きるために都市に集り、よい生活をするためにそこに定住する」といわれる。この「よい生活」を所得と利便性に求めたのがこれまでの開発であった。しかし、よい生活には、観念的には誰でも知っていることではあるが、物質的な豊かさとともに心の豊かさがなければならない。この「よい生活」を保証すべき地域的条件は、地域の住みよさである。

すなわち、人々を地域に定着させる要因は住みよさであり、この住みよさを保証する環境である。住みよさは人々のくらしの諸要求と環境との関係に左右されるからである。この住みよさの内容をなす価値は多様である。所得や利便性もその価値であるが、安全性、健康性、狭義の快適性（よろこばしさ、たのしさ、やすらぎ）もその重要な価値であって、住みよさはその総体であろう。

地域の発展とは、このような価値の増加を保証する環境を形成していくことであろう。このような地域は、すくなくとも人々の定住の可能性を大きくしよう。かつての農村にはそれがあったとすることができる。

6. 定住条件としての産業

人口移動は所得の効果である。このことは住民の就労、そして所得を保証する産業は定住の基本的条件であることを示す。とはいえすでに述べたような理由から、所得だけを狙いとする開発、たとえば農業の「合理化・近代化」や、就業機会の提供にとどまる農村地域の工業化では定住条件としてはきわめて不十分である。このような開発でも、多くの人々がこれを期待している現状では、当面とりあげざるをえないであろうが、これを補い、人々を地域にとどめる開発を考えなければならない。

定住条件としての産業において、とくに考慮しなければならないことは、生産のよろこび及び地域との結合をとりもどすことであろう。人間性の回復は生活や地域社会だけの問題ではないこと、また地域社会の回復や地域文化の問題は生産・産業と深く関わっていることに注目する必要がある。このことは前述の農村のくらしにおいてみたとおりである。

周知のように、資本主義産業は人間を労働力として捉え、生産過程においてはこれを部品化する。働く人々は毎日単純な労働をくり返すのみで、自らの能力や創意とはほとんど無縁であり、自らの労働の位置や意味を見失

ってしまう。また生産と生活とは分離され、賃金を通してのみ結びつく抽象的な関係となる。そこでは労働そのものは無味乾燥なものとし、つくるよろこびは失われ、それは拘束となり苦痛とさえなる。こうして人々は生活の局面にのみよろこびを見出そうとし、その労働を支えるものは、この生活を保証すべき賃金の大きさだけとなる。

これまでの工業開発はこの大量生産システムの末端ともいうべき工場の誘致にすぎなかった。しかし、生産にはつくるよろこび、創造のよろこびがあるはずである。資本主義産業といえどもそれはもっているのであるが、そのシステムのなかに吸収されてしまうのである。地方の工業開発のなかで、このよろこびを回復しうのなら、賃金の大きさには代えられないものとなろう。

このための課題は、抽象的にいえば、地域のくらしと結びつき、また働く人々の能力、その技術や創造力を生かし、すぐれた、あるいは個性的な製品や産物を生産し、これらによって地域の人々が愛着と誇りをもちうる産業の開発であろう。

例えば、地域の特性と結びつく工業開発としては、既存の地場産業の振興、伝統的な技術や農業と結びつく製造業の創出・育成がある。このうちには農村における資源立地型ともいうべき食品加工がある。農家の人々のなかには伝統的な加工技術をもっている者が多く、その工業化の可能性が大きい。農産物の加工までを農業と考えて開発するなら、いっそう望ましい効果が期待できよう。

食品加工のような、一次産品と結びつき、かつ多様な産業は、生活の豊かさの観点からいえば、少量生産、少量消費であることがむしろ望ましいといえよう。個性的な味等をもつ食品が提供できるからである。食品生産では大量化し市場が拡大するほど味等の個性が失われる。それは多様な多くの人々の嗜好にあわせる必要や、保存、輸送等の必要があるからである。この場合、少量生産に適合する流通システムの開発と確立が必要である。

一次産品の加工は、農、畜、林、水産物の多様性からいって、きわめて多様な開発の可能性がある。これが地方の工業開発として重視されないのは、それが一次産業から全く切りはなされ、生産も流通も資本主義工業の論理でしか考えないからであろう。

地域のくらしと結びつく工業という観点にたてば、資源のみならず、労働力とそのあり方、資金、土地を通じての結合も当然ありえよう。工場誘致においては、部品製造等の単に就業機会を提供するというようなものではなく、完成品の製造工場を誘致することもその一つである。それは製品によっては地域の特徴や生活との結びつきをつくり出す契機ともなり、その品質が高ければ地域住民の愛着や誇りをかもし出す要因ともなりえよう。それが全生産工程にわたるならより好ましい。

農業においても工業と同様のことがいえる。高度成長期の農業の展開は、大量生産の市場メカニズムに支配されて、生産物の種類を減少させ、その質を低下しつつ画一化や、生産労働のルーチン化を進め、生活や地域との結びつきを弱め、生産のよここびを失わせつつあるからである。農業にあっては、その自然を回復するとともに、生活や地域との結びつき、またつくるよここびを回復する必要がある。

最近、地域農業の考え方が関心を呼んでいるが、それは上述の意味における地域性ということよりも、農産物供給の地域分担が目的のようである。それは地域の農産物をどれだけ多く中央の市場と結びつけるかが中心で、中央市場への出荷単位にまとめあげるための団地化がはかられる。これは市場メカニズムに沿う発想であって、これまでの方向と変るものではない。

さて、上述の農業の方向にとって重要なことは、地域内流通のシステムを確立し、多様な域内需要に対応しつつ、その供給を高めることである。これは地域分担の論理ではなく、地域内循環の論理である。このことは農業を多様化し農業と地域との、また農業と生活との結びつきを強めることになる。地域内流通のシステムは少量生産、少量消費のシステムの骨格をなす。これについては、かつては朝市があり、現在なおつづいている例や、最近復活した例がある。集配システムの工夫など他にも地域内流通の方法がありえよう。

むろん域外移出も必要である。それはササニシキというような全国的な銘柄品、米などの地域の条件からして産出量の多いもの、また消費を超えるものなどである。むろん「飢餓の移出」ではなく、域内需要にあまるから移出するのであって、域内需要の拡大は産地としての大きな条件である。この上に立って新作目の開発をはかる。

たとえば畜産はいたずらに多頭化に走ることなく、地域内需要や飼料供給の自給力の拡大を条件として導入する。

土地利用の高度化も重要な方向である。1年1作はわが国の自然に背を向けるものといつてよい。わが国の農業は草とのたたかひであるといわれてきたが、それは多様な作目の可能性をもつことを示しているのである。経営の複合化は土地利用の高度化が基礎である。専作化は土地利用の低下である。

農業の立体化の方向もある。前述の農産加工(産地加工)を農業の内部にとり入れることがその一つである。それは技術を生かすことのほかに、労働力のあり方に適合せうという可能性が大きいという利点がある。

これらの方向は現状では労働力需給の問題が生じよう。このため、集落単位でいどの複合農業や、マシーネンリンクのような機械・労働の利用組織が考えられてよい。

7. 定住条件としての生活環境

生活環境施設は定住構想に示されているように、定住にとってきわめて重要であるが、周知のことであるのでここでは省略する。自然や自然的環境についても同様である。ここでは次の二つの点をとくに指摘しておきたい。

その一つは地域社会の形成である。といつても、これまで試みられている施設整備に傾斜したコミュニティ計画は甚だ不十分である。すでに述べたように、地域社会の基礎はくらしの地域性と共同性であるが、コミュニティ計画ではこの回復の視点を欠いているからである。地域社会の形成にとって重要なことはくらしを媒介とする人々の組織化であるが、それは、生活が生産から分離され、生活の必要が商業的機能に依存している現状では、生活面においてはきわめて困難である。しかし生産面では農村ではその可能性が大きい。前項に述べた農業のあり方においては、農業者相互の協力が不可避的でさえある。それだけにとどまらず、農産物の地域内流通、また土地の農業への集積、農産物加工への就労などを通じて、非農家をも結びつける可能性がある。地域社会の形成にはこの点に着目する必要がある。

いま一つは、生活文化におけるアイデンティティの獲得・強化である。この基礎は自然、自然と結びついた産業、また生活様式や歴史的、伝統的文化など、総じて地域の文化的風土である。栗原地域にははじめに述べたよ

うに、基礎文化圏というにふさわしい特殊の文化的風土が存在していた。定住条件としての生活環境の重要な一つとしてこの文化的風土をまもり、発展させることが必要であろう。人々はこれによって地域の連帯性を実感し、やすらぎとよろこびを得るはずである。定住構想の文化施設の整備は、都市的機能の享受（それは屢々商品化された中央文化の消費施設に終る）という観点ではなく、文化的風土との関りで整備されるべきであろう。

施設整備に関しては、体系的な整備について述べたか

ったが、紙数がなくなったので省略する。

（注）東北経済開発センターでは、国土庁および宮城県の委託による定住構想の検討を、以下のメンバーで構成される委員会で行った。

佐々木嘉彦（東北大学教授・地域計画）、塚本哲人（東北大学教授・社会学）、馬場昭（日本大学教授・農業経済学）、岩井文雄（東北経済開発センター事務局長）、沢田孝蔵（東北経済開発センター研究員・経済学）

定住構想と農村計画

— 富山県砺波地方を例として —

富田正彦*

On the Integrated Residence Policy

Concerning Rural Planning

— Case study on the Tonami Area, Toyama pref. —

Masahiko TOMITA*

目次	Content
I. 砺波地域の概要	I. Outline of Tonami Area
II. 定住構想の視点からみた砺波地域	II. Tonami Area in the viewpoint of Integrated Residence Policy
III. 調査を通じて“定住構想と農村計画”について考えたこと	III. Some notions got through the investigation

Abstract

In the last year the Government office of National Land presented the Integrated Residence Policy (I.R.P.) as the guideline for the Third General Land Development Plan. Its actual image was studied for the case of Tonami Area, Toyama Prefecture.

Some Results are as follows:

1. Planning theory of the Unit area for the I.R.P. is composed of three different sub-planning operations; they are
 - i) Unit area set-up sub-planning
 - ii) Unit area characteristic sub-planning
 - iii) Unit area development sub-planning
2. Characteristic sub-planning is restricted by the upper areal planning in accordance with National Land Use Planning, which have inevitable historical tendency.
3. The development sub-planning is in essence equal to the usual rural development planning.

* 東京大学農学部, Faculty of agriculture, Tokyo University

定住構想と農村計画

—— 富山県砺波地方を例として ——

富田 正彦

はじめに

農村定住条件整備検討調査の結果を素材として、計画領域、計画主体および計画手法についてコメントすることが与えられた課題であるが、便宜上Ⅰ、Ⅱで事例地域とその調査結果を概括したうえで、Ⅲで3課題を念頭におきながら、調査を通じて考えたことを整理してみた。

Ⅰ 砺波地域の概要

1. 地域の概要

本地域は、砺波広域市町村圏の範囲をもって調査対象とされたところで、富山県の西部、石川県に接した図1の地域である。その内部は図2のとおり、3本の国道を軸とし、これに主要地方道を配して、1市5町4村の各中心地を連絡しており、砺波市を中核とする農村地帯を形成している。

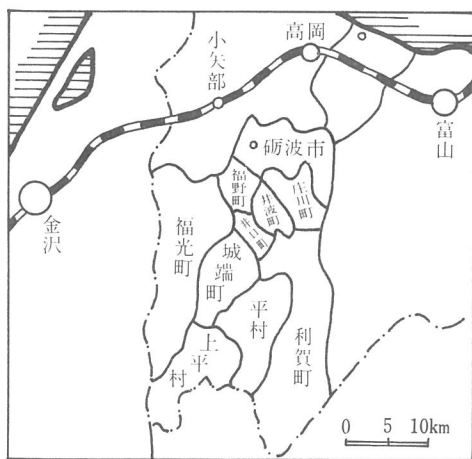


図1 砺波広域圏の位置と構成

立地概要は表1のとおりで、扇状地に開けた砂質土系の水田平野と急峻な五ヶ三村で知られる山村を含み、裏日本豪雪地帯にあってその傾向は図3にみる標高に従って著しい。なお平場の水田地帯は、いわゆる散居地域として知られるところである。

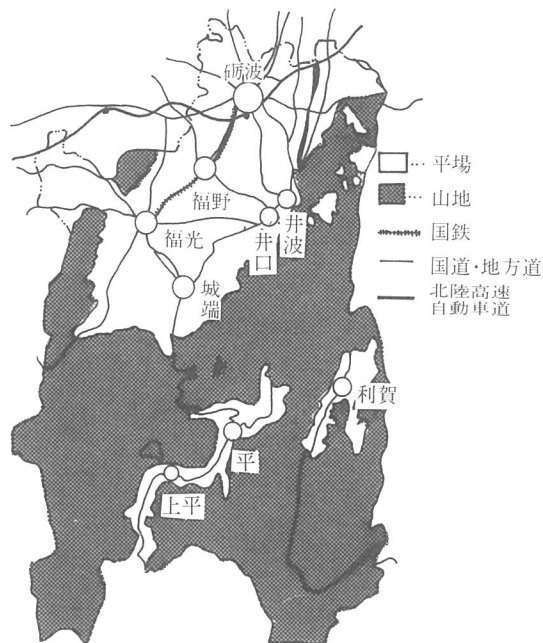


図2 平場の分布と交通網

表1 圏域立地概要

	総面積 (k㎡)	耕地面積 (ha)				合計	森林面積 (k㎡)
		田	普通畑	樹園地	草地		
砺波圏域	793	13,566 (95.1)	503 (3.5)	149 (1.1)	49 (0.3)	14,271 (100.0)	608
富山県	4,252	72,600 (95.2)	2,620 (3.4)	744 (1.0)	290 (0.4)	76,300 (100.0)	2,368
全 国	377,484	3,171,000 (55.2)	1,289,000 (22.4)	628,000 (10.9)	660,000 (11.5)	5,748,000 (100.0)	251,800

人口は図4のとおり、戦後ずっと減少傾向にあったが近年に至り安定傾向を見せ始めている。しかし富山県全人口との対比では、なお減少傾向にあり、昭和50年現在で10.2%、109,400人(県全体1,070,800人)である。

水田農業が主であった地域の産業は、戦前から織物工業が発達し、戦後は豊かな水力資源に支えられて、アルミ加工、電機等の諸工業が立地し、今日では、図5のように富山県全体に比し、やや2次産業の就業者が多くな

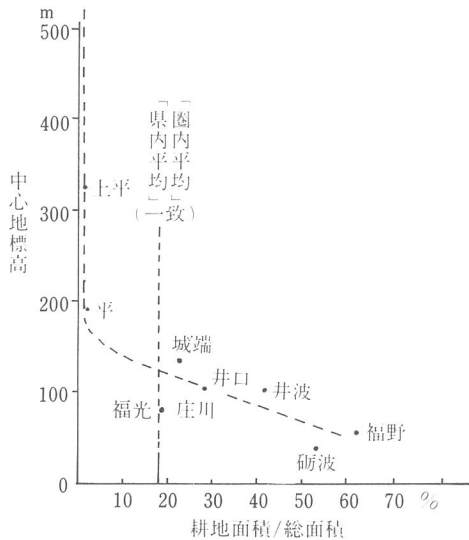


図3 中心地標高別耕地面積率

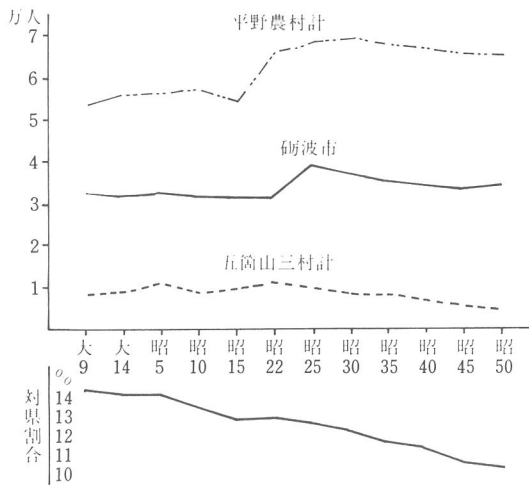


図4 人口の動向

っている。

昭和52年現在、工業事業所数は843(うち主要工場は繊維、電気機器、木工など107)、従業員は16,707名、製品出荷額1,648億円である。

就業人口の約20%前後を占める農業は、米、畜産、その他(野菜、チェリー等)で、粗生産額は、昭和50年現在で214億円と目され、水稻作に偏重した、ほぼ富山県平均と同様の生産構成となっている。

財政状態は、昭和51年度での1市5町4村の総額で、

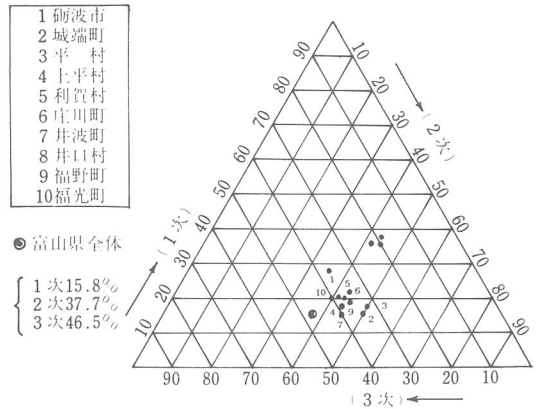


図5 就業状態(昭和50年国調)

表2、表3のとおりであり、歳入面では、富山県下市町村平均より、国、県に依存する割合が凡そ3.2%高く、歳出面では、農林、土木関係が34.9%と県下平均に比して高く、土地基盤の整備に多くの力を用いている。

表2 行財政(歳入) 昭和51年

	人口 (人)	歳入額 (億円)	国県支出金		地方債		摘要 (1人当 歳入額) 千円
			億円	%	億円	%	
砺波圏域	109,308	176.4	40.6	23.0	22.4	12.7	161
富山県	1,070,791	1,242.0	246.5	19.8	137.1	11.0	116

表3 行財政(歳出) 昭和51年

	歳出額 (億円)	民生・労働商工		農林・土木		教育		その他 %
		億円	%	億円	%	億円	%	
砺波圏域	168.9	32.6	19.3	58.9	34.9	21.2	12.6	33.2
富山県	1,195.9	290.0	24.3	309.7	25.9	196.4	16.4	33.3

2. 所得水準と満足度

地域の就業状況は、表4、その年収は表5の現況にある(表5で最近の転入者の収入が低いのは、後継ぎのためにUターンしてくる若い人が主体をなしているためである)。一戸当たり平均就業人員は、非農家で2.5人、農家で(農業就労分1.07人を除いて)1.35人にのぼっているために世帯当り年収はいずれも300~600万円に達し、全国農業所得水準のほぼ平均的などところにある。

また、こうした状況に対する満足度を、定住姿勢でみ

表4 地域就業概況 昭和50年

	総戸数	内 訳				就業人口	内 訳		
		農 家	非農家	農家率	1 次		2 次	3 次	
園内計	25,380	13,254	12,126	52.0	63,580	14,134	26,519	22,927	
					100.0	22.2	41.7	36.1	

表5 年間所得(就労者1人当り) 昭和53年

	万円 ~100	万円 100~200	万円 200~300	万円 300~400	万円 400~500	万円 500~
転入者	26.2%	46.7%	16.0%	7.3%	2.2%	1.6%
農 家	15.8	48.0	24.1	7.6	3.2	1.3
非農家	2次	10.8	40.4	32.1	11.5	3.8
	3次	10.5	38.1	29.9	11.7	7.1

表6 定住の意志

	農 家		非 農 家	
	昭和50年以降の転入者	農 家	2次	3次
住みたい	89.8%	75.8%	83.5%	76.4%
移転したい	10.2	24.2	16.5	23.6

れば表6のようになり、農家を主にその充足感はかなり高い。

ここ富山県は全国一(ほぼ100%)は場整備の進んだところであるが、このは場整備は散居形態をとる宏大な農家を温存する形で進められたため、換地による所有農地の自宅周辺への集中が進み、通作距離が著しく短縮

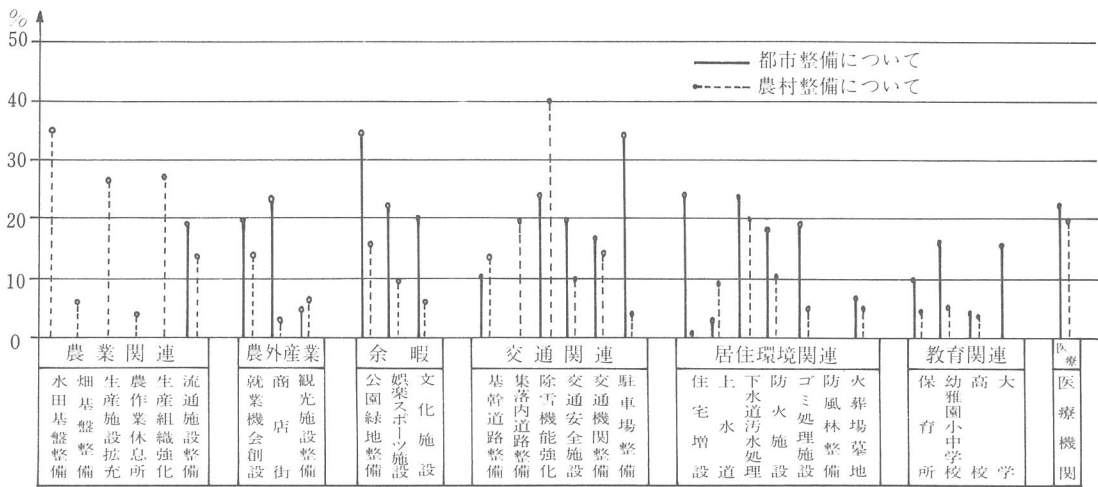
した。これと機械化とがあいまってもとより積雪による裏作不能のため水稲単作であったこの地域の農作業時間は、日曜祭りと朝夕の管理のみで完全に賅えるまでに低減された。この余剰労働力を農外就労に向ける形で、第二種兼業農家化した限りでは全国的傾向にほかならないが、この地域の場合は、散居村特有の宏大な屋敷が2~3世帯同居を維持していたため、世帯単位での農外就労率を高め得たことが、相対的に充足感を強くしているようである。

しかし、事業経営者側の意向調査によれば、近年の経済沈静期に際してか、新規採用の予定は、およそ事業所数で50%、殆んどが5人未満/1事業所で、リタイヤの枠内にあるものと考えられ、隣接の高岡、富山などと較べての相対的な2次産業の立地条件の低さともあいまって、将来の拡大基調は極めて乏しい。

したがって現在の充足感は、現就労者ないしその枠内にほぼ限られ、新規学卒者の就業は必ずしも明るいとはいえない。

3. 生活環境整備水準と満足度

地域の生活環境は散居村の特性として特に農家には豊かな住空間が確保されているとか、それに防風林を配したうるおいのある散居村景観に囲まれている、といったメリットがある反面、末端道路密度が高いため舗装率は県道で45%と低いとか、下水道整備が困難(整備率は

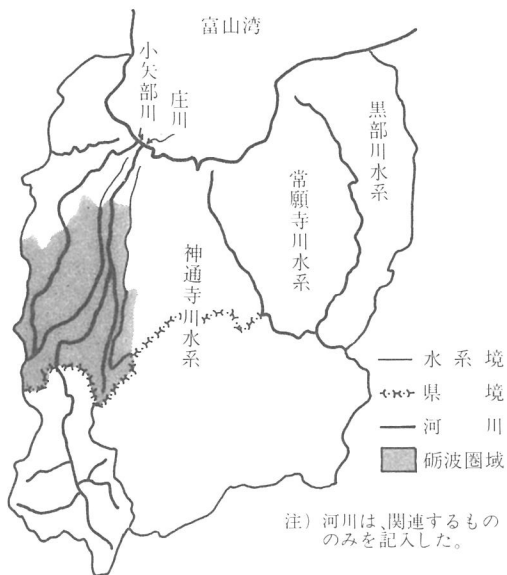


注) 当該施設整備を緊急度3位以内とした人の%で示した。

図6 各種施設に対する整備ニーズ

ゼロ、水洗化率は個別浄化槽により14%)とかのデメリット面をもっている。次に上水道の整備率は89%、ゴミ処理は同46%、医師一人当り人口は985人といたところであり、その他教育・保育、社会教育、スポーツ、福祉、集会、購買等の施設、公園・緑地等は規模、密度にかなり差はあるものの一応揃ってはいる。

しかしアンケート調査による各種施設に対する整備ニーズは図6のとおりであり、広範な項目に亘ってまだ満足にはほど遠いことがわかる。とくに駐車場、道路除雪等に不満の高いことは、最大の交通機関が、マイカーであり、農家の平均保有台数が2台を越すに至ったわが国の平場農村の状況をよく示している。また公園関係の高い要求度は、前記の散居村空間のうらおいのある景観とは裏腹に、散在する市街地における空間整備の立遅れを示している。



II 定住圏整備の視点から見た砺波地域

1 圏域としての砺波地域

1-1 砺波地域の自然地理的圏域

富山県は、県内のほぼ中心部に富山市が所在し、産業、情報、政治の中心地としての機能を持っており、県内各地域の大部分を0~2時間圏内に収めていて、“定住圏”とはむしろ富山県そのもの、ともいえる面をもっている。

砺波地域は、富山市から約1~1.5時間の圏内であり、また図7にみるとおり、小矢部川、庄川の流域圏としても完結されたものでなく、従って、既存用排水系統から見ても必ずしも完結した圏域ではなく、下流域との相互補完の関係にある。岐阜県に続く山地は白山国立公園の一部であり、庄川、小矢部川の豊かな水源地域になっている。

1-2 砺波地域の生活圏域

広域生活行動の実態把握に較べて「望ましい広域生活

図7 流域圏でみた砺波圏域

圏」の把握は難しい。そこでそうした圏域分析に現行動実態とそれに対する心情をセットで把握する方法を試みた。

地域から、地帯、年齢階層および性別を考慮してブロックサンプリングの方法で、648人を抽出し、面接アンケート調査した(回収率100%)。表7、表8はその通勤に関する結果であり、これから勤め先は、大部分圏内、それも居住市町村内であること、青壮年男子に10%余の圏外都市への通勤は見られるもののその過半は消極的対応にすぎないことがわかる。マイカー普及度の高いこの地域でのこの結果はやや意外であるが、冬期の積雪が理由かと思われる。ともあれその結果図8にみるように、その他の生活行動は娯楽、入院、公園等を除いて圏域内に収っており、これらの整備によって砺波圏域は、広域生活圏としてかなり高い整合性を備えうるのである。

表7 地域別通勤状況

	条件の良い所があればもっと近くで働きたい										現 状 で 満 足										できればもっと遠くの良い所で働きたい										計			
	砺波	福野	福光	城端	庄川	井波	井口	平	上平	利賀	小計	砺波	福野	福光	城端	庄川	井波	井口	平	上平	利賀	小計	砺波	福野	福光	城端	庄川	井波	井口	平		上平	利賀	小計
自町村内	13	1	4	6	1	2	1	2	5	1	36	76	45	46	36	54	45	8	28	16	24	378	8	2	2	5	4	3	3	5	2	34	448	
圏域内	2	2	1	5	4	4					18	2	6	1	4	2	7	7	2			31								2			2	51
小矢部	1	1	1					1			4	3	1									4	2										10	
高岡	4	3		2				1			10	2		2				1				5											15	
富山	1		1								2	1		1								4											6	
金沢											2	1		1								2											2	
その他	1							1			2					1						1											3	
	22	7	7	13	1	6	7	2	6	1	72	85	52	51	40	56	55	16	28	18	24	425	10	2	2	0	5	4	5	3	5	2	38	535

表8 性別、年代別通勤状況

	もっと近く					現状で満足					もっと遠く							
	♂	♀	♂	♀	♂	♂	♀	♂	♀	♂	♂	♀	♂	♀				
自町村内	5	2	8	10	6	4	60	63	63	81	64	43	12	5	11	3	2	0
圏域内	7	4	5	2	1	0	8	12	9	2	2	3	1	2	0	0	0	0
小矢部 高富 富山 金沢 その他	6	2	1	1	1	1	1	2	3	2	1				1	1		
	1	1	1			4												
			1	1								2						
												1						
	19	10	17	13	9	4	76	78	76	84	69	46	13	7	12	4	2	0

♂♀: 20才～30才 ♂♀: 31才～60才 ♂♀: 60才以上

1-3 砺波を含む“定住圏”の妥当な範囲

以上から砺波地域を包含する圏域イメージとしては、富山県スケールでの情報空間、高岡等を含む庄川、小矢部川流域、およびいくつかの整備を前提として当該地域ではほぼ完結する生活行動圏の、概念とスケールを異にする3つの圏域が考えられることになる。

ところで三全総によれば、“定住圏”は全国で200～300が設定されるとしている。わが国の可住地面積約115,400 km²から3大D I D面積3,400 km²を差引いた112,000 km²にこれをあてはめると、

$$112,000 \text{ km}^2 / 200 (300) = 560 (373) \text{ km}^2$$

またわが国の総人口11,000万人から3大D I D人口3,900万人を差引いた7,100万人に同じくあてはめると、
 $7,100 \text{ 万人} / 200(300) = 30(24) \text{ 万人}$

なお、長期的にはわが国の人口は2,000年を少し過ぎたところで、12,500万人程度に達して静止するというのが最近の予測であり、現況からの増分1,500万人を3大D I Dではなく、これらの定住圏で消化しようというのが、“定住構想”の本質部分のひとつであるとすれば、
 $1,500 \text{ 万人} / 200(300) = 7.5(5) \text{ 万人}$

が上乘せられて、1定住圏の平均人口規模は43(29)万人までのキャパシティを要することになる。以上を対比すれば表9のようになるが、“定住圏”の三全総概念規定の是非はともかく、人口107万人を有する富山県域は既存の100万人都市の自治現況に照す限りで、少なくとも“望ましいコミュニティ”というには過大でありすぎると考えられ、庄川・小矢部川流域については、定住圏域をわが国の地方自治の階層性を前提とする限りで、県境をまたぐ圏域はやはり、非現実的であろう。以上よりすると、水系流域との整合性を欠く点で三全総という構図にそぐわないきらいはあるが、現居住者たちの生活行動が、この圏域でひとつのまとまりをもっている限りで、

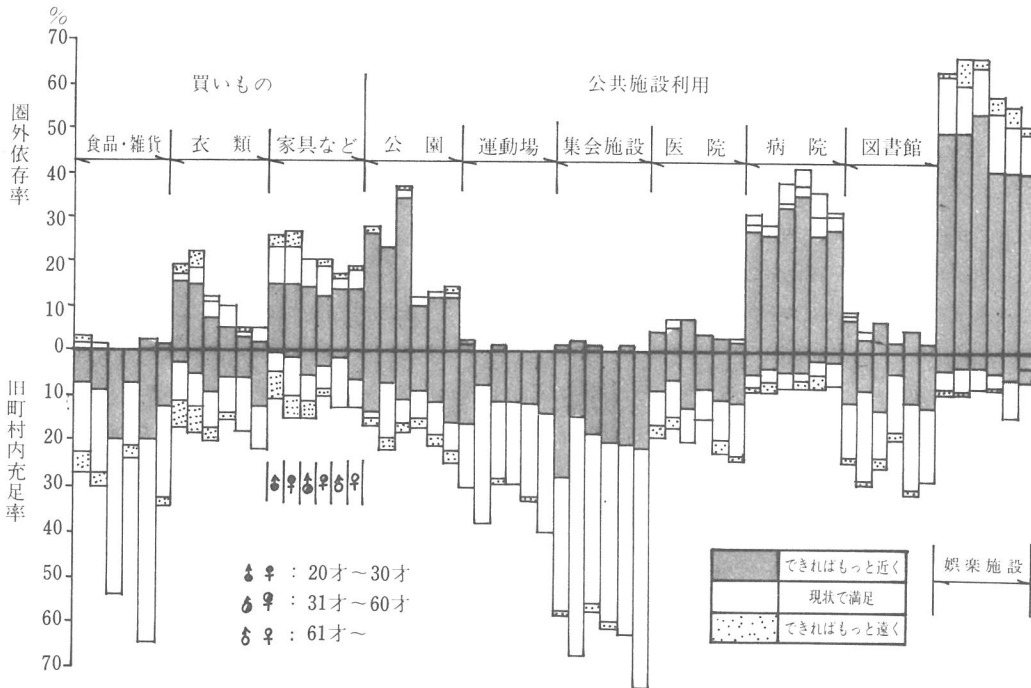


図8 生活行動の圏域状況

3 圏域の中では、“砺波地域”が定住圏の概念に相対的に最も接近しているものとする。

表9 各種圏域イメージの比較

	平場面積	人口	備考
砺波地域	310 km ²	11万人	・2水系にまたがる ・広域生活行動圏としてまとまっている
庄川、小矢部川流域	約700	33	・他県にまたがる ・単一水系でない
富山県域	1,884	107	・人口が多すぎる ・水源抜きで多水系を含む
三全総定住圏	373～560	現況24～36 キャパシティ 29～43	・“定住圏域構造(仮説)”の存在 ・水系流域との整合

2. 定住圏としての砺波圏の性格

2-1 圏域の特徴

- うるおいのある散居景観が第二種兼業農家によって維持されている。
- 産業の中心である第二次産業は、第二種兼業農家に安定した収入を保障するには充分だが、今後大きく飛躍する立地条件は備えていない。
- したがって第二種兼業農家による散居景観を積極的に保持しようとする限り、圏域人口の大幅な増加は望めない。

d) 主要交通機関はマイカーであり、圏内最大の砺波市を中心に道路網が比較的発達している。

e) 北部平野と南部五箇山村は水系流域を異にしながら、トンネルの連結機能により生活圏域的には一体化している。

2-2 隣接圏域との補完関係

f) 前項c)の場合、新規学卒者の就労(定住)先は、第二次産業立地条件のよりよい、例えば高岡圏に依存することになる。

g) 散居景観維持、国立公園を含む大自然の維持は、そうした都市化圏域に対してリゾート機能を肩替わりしている。

h) 五箇山村における林業の維持は、下流圏域に対する水源管理の役割を果す。

3. 砺波圏域整備の基本方向

- ↑ 1. 豊かな自然環境の保全とその対外サービス
- ◎ 2. 中心都市機能の強化と圏域一体化のハード条件強化

Ⓣ 3. 文化水準の高い田園都市実現

4. 砺波圏域整備のいくつかの具体的課題

↑ 扇頂丘陵部での大自然公園の建設・維持

↑ 五箇山村におけるリゾート開発を取り込んだ林業コンビナートの育成

◎ 中心都市砺波の医療と娯楽機能の量的・質的向上

◎ その対圏内サービスの結節点としてのパーキングスペースの砺波市内における充実

Ⓣ 散居村でこそ、農村下水システムの開発・整備

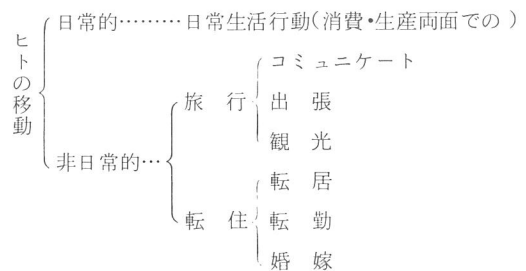
Ⓣ 中小集落(町村市街地を含む)のモータリゼーション・エージにマッチした空間的改造とその物流、情報機能の中心都市とのシステム化

Ⅲ 調査を通じて“定住構想と農村計画”について考えたこと

1. “定住圏”計画論は三つの異なる側面を持つのではない

まず定住圏とは“(定住)圏域内生活行動の場”であると定義しよう。(定住)圏域が未定義である限りでの定義は必ずしも恣意的なものとはいえない。

ところで定住とはヒトの移動に関する概念と考えられるが、いまこれを分類すると、



うち“圏域内生活行動”がこの分類の日常生活行動のみであれば、その圏域が即ち定住圏ということに、先の定義からはなる。たしかにコミュニケーション旅行(例えば浦和在住の人が京都在住の知人の死に目に会いに行く、といった)や、出張や婚嫁は、それぞれ相手のある行動であって、その所在地は相手側の任意に定まっている以上、その範囲を特定しえない。換言すれば“圏域”概念になじまない。すなわち先の定義の定住圏を一つのエリアとすれば、これらの行動はむしろ、本質的にインターエリアなものなのであろう。

これに対し観光旅行は相手のない主体的行動であって、

浦和在住者の桜島見物といった非日常的なものであっても、やはり生活行動の範疇に属するとみられる。とはいえ桜島を浦和住民の属す“定住圏”の範囲とするのが無意味であることは自明であろう。このことは“定住圏”は少くとも生活圏としては完備なものではあり得ず、圏外に（ということは他の圏域に）依存する部分のあることを示している。一般化すれば定住圏はその属性の一つとして、

定住圏間には、機能的補完関係がある

ことになろう。

次に転居については、豊かな自然にあこがれて郊外へ出る、職住近接をめざしてマンションに移る、といった選好的転居と、ドーナツ化現象のように環境の変化により余儀なくされるものや、本当に住みたかったのは都市部なのにに入れる団地は郊外のものでしかなかった、といった拘束的転居とがある。こうした転居行動は圏域内にとどまるものばかりでなく、圏域をわたるもののあることは圏域間に補完関係がある以上当然であるが、前記の例について言えば、そうした補完関係は圏域の居住キャパシティや環境の質に関してであることがわかる。ここで留意しておきたいのは、そうした居住キャパシティや環境の質は圏域の地理的条件や経営姿勢等によるばかりではなく、圏域を越える（例えば国）次元での動向・施策によるところも無視しえない点である。この影響は拘束型転居の場合、とくに顕著であろう。

最後に転動については、先の転居に勤務先の変更が組になったものと見ることができ（いわゆる単身赴任等の特殊例はまた別の問題なのでここでは触れない）。従って新たな問題は勤務先の変更部分のみであるが、この場合も、生家の家業を継ぐためのUターン、新たな可能

性への挑戦といった選好的転動と、炭焼きの衰退により余儀なくされた林業から工場労働者への転換、社命によるものなどの拘束的転動とに分かれ、かつ圏域内にとどまるものと圏域をわたるものにやはり分かれる。この場合の補完関係はおもに就労キャパシティに関してであるが、これは国の産業配置計画や企業の方針をより直接的に受ける点で、圏域を越える次元での動向とのかかわりが、単なる転居以上に強い。

すなわち、以上をまとめると、個々の定住圏には居住キャパシティ、就労キャパシティ、環境特性といった固有のキャラクタがあり、もう一つの属性として、

定住圏のキャラクタは上位計画の拘束を受ける

ことがわかる。

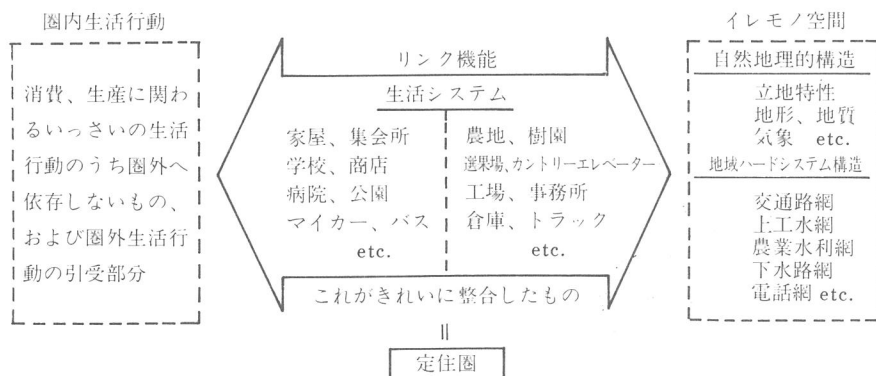
以上は定住圏のいわば外側からみた属性であるが、そのキャラクタが明確になる、換言すれば生活行動のうち圏外依存による部分の中味がわかるためには、何をもって“圏域内”と判断するかが示されねばならない。すなわち圏域設定の論理がなければならない。

定住“圏”という以上、これは地域空間概念である。従って圏内生活行動とそうした圏域空間との対応関係のもとで定義される性質のものと考えられるが、この対応関係は、下図のように整理できよう。

そこで問題になるのは、

- ①何をもって“きれいに整合している”とみなすか
- ②どこを操作（整備）して“きれいな整合”を作り出すか

の2点である。うち①は地域整備の根幹にかかわる問題ではあるが、これは地域整備計画論の課題であると同時に地域社会学・経済学等の主題でもあり、かつ安易に答の出る性質のものでも、また出すべき性質のものでもな



いと考えるので、ここでは一応留保しておく。

②については、たとえば三全総構想は水系といったイレモノ空間のうちの地形要素を圏域設定のベースにした上で、そこで可能な生活行動を量的・質的に展望し、それを担保しうる生活システムと地域ハードシステムを計画・整備してゆこうとするものと考えられる。

これに対し、筆者らの関わった砺波地域の場合は、生活行動の現状でのまとまりのよさと、それが地域史的にそれなりに納得でき、かつその状況が上位計画からの拘束を考慮してもなお大きくは変り得ないこと等の判断に基いて、ほぼ現状の砺波生活圏をベースにした上で、それをより良いものにする必要な生活システムと地域ハードシステムを検討したことになる。この結果、

＊ ベースが自然地理的必然性をもたないため道路網を主とする地域ハードシステムによるイレモノ空間の一体構造性の強化が重点整備事項になる必然性があった。

＊ イレモノ空間のキャパシティをフル開発するのではなく、現状生活行動を支える生活システム（散居農村など）をインターエリアルな観点から維持すべきことを計画目標として採択したため、その裏返しとして域内新規卒者の就労は圏外依存による必要を生じたことになっている。

しかし留意せねばならないのは砺波の場合は砺波の地域特性として、ベースをこうするのが妥当と判断された、ということにすぎないのであって、このことは水系をベースとする三全総型アプローチを何ら否定するものではない。と同時にさらに第三の型として既に堅固に完成している地域ハードシステム（例えば大型ダムを根幹とする流域間水利調整を取り込んだ広域利水システム）をベースとするものなども当然あってよいであろう。要は望ましいアプローチは多様にあり、そのうちのどれが妥当かを決めるのは地域特性である、ということをおきたいのである。

次に、圏域設定論理には、いま一つの問題としてスケールの問題がある。このスケールは、

圏域スケール (単純量スケール)	}	①人口スケール：コミュニケーション限界に対応
		②面積スケール：モビリティ限界に対応

システムスケール (構造的スケール)	}	③生活システムスケール：システム化限度・効率に対応
		④地域ハードシステムスケール：同上

の四概念のものがあると考えられる。うち単純量スケールについては、①は電話によるパーソナルな、TVによるパブリックな技術手段によりそのスケール拘束性はかなり低下している、そうした手段・技術の水準を前提とする見地からは、もとよりそうした手段・技術なしには成り立たないシステムスケール③、④がより強く圏域のスケールを規定するとみてよいであろう。例えば一つの圏域に独立な二つの下水処理場や電話交換局があるのは圏域にマッチした地域ハードシステムのあり方とは言い難い。

あるいは独立な二つの大病院があって、いざ入院、の急時に病院の選択に迷うようでは、“選択の多様性”をメリットに評価する大都市圏ならともかく、“きれいな整合性”を旨とする定住圏域の妥当かつ効率的なあり方とは言い難いであろう。したがって、この医療システムの場合であれば、住民の医療ニーズの水準に応じてホームドクターから脳手術等の可能な高度大病院までが互に役割を分担し、情報を交換できるよう系統的にシステム化され、トップ大病院のサービスエリアはちょうど、その圏域のスケールに対応している、といったことが考慮ポイントとなるのであろう。

こうした圏域スケールとして三全総は、大都市以外の国土を200～300の定住圏に編成するとの観点から、その平均値を、

面積：373 km²～560 km²

人口：24(29)万人～36(43)万人

と想定しているわけである。これの妥当性については、特にここでコメントする根拠をもたないが、たまたま定住圏と同じような概念、というより、その圏域に行政区域をも対応させている点で“三全総定住圏”より一層“定住圏性”の強いものに中国の人民公社がある。この制度は成立後20年の間に、漸次その圏域を拡大してきた歴史をもっているが、この、“自力更生”を設立とする人民公社の最優等生としてこの10年、全国のモデルとされてきたものに、有名な「大寨」がある。それが「農業は大寨に学べ」運動であったが、この運動は人民

公社整備運動であった本来の姿がこの数年来様変わりし、「大寨型の県を作ろう」運動にすり替って来ている。人民公社より一つ上位の県のスケールで大寨の理念を再構築しようとしているのである。中国でもベースはのろいながら車の普及も電話の普及もあって、そうした手段・技術を効率的に生かす圏域はより大きくならざるを得ないということであろうが、たまたまこの中国“県”のスケールは面積的にはかなりバラつきがあるが、人口的には平均30万人程度に比較的揃っており、偶然とはいえ“三全総定住圏”も類似なところのある点に興味をひかれる。

いささか長くなりすぎたが、以上をまとめて、一口に定住圏計画といっても内容的には、

- ①圏域設定計画
- ②圏域キャラクタ計画
- ③圏域整備計画

の三つに分れるのではないかと考える。

2. 定住圏キャラクタ計画は上位計画とのリンクなしに定め得ないのではないか

紙数もオーバーしたので要点のみに留めるが前節からしてその計画主体等は次のようになる。

	計画主体	計 画 手 法
圏 域 設 定 計 画	圏域住民+国の対話	地域特性についてのコンセンサス
圏域キャラクタ計画	国+圏域住民の対話	国土の将来像とそこでの当該圏域の役割についてのコンセンサス
圏 域 整 備 計 画	圏域住民	既存の都市・農村整備手法の援用

この中で最も難しく、しかも現代の課題と考えられるのは圏域キャラクタ計画である。それはこの設定がとりもなおさず、明日の国土を性格づけることになるが、国土利用の将来、すなわち将来動向には完全な恣意にはなじまない一定のとり得る幅があり、それに背馳するキャラクタ計画は結局失敗に終わると考えられるからである。この動向に関する考察は別途詳述¹⁾しているのでこちらに依られたい。なお、そうした動向がとくに農地の態様に及ぼす影響についてはいま一つの文献²⁾に依られたい。

3. 圏域整備計画とその性格

以上から在来都市計画、農村計画として取り組まれて

きたものは大方この範疇に属するものであることが理解されよう。ただしそれらはいま、より総合化された「地域整備計画」に洗練されることは必要であろう。

こうした既往の整備論には種々のタイプがあるが、前記までの考察から、定住圏の地域整備にはやはり、中心都市機能を核とする圏域のシステム構成が不可欠であり、その意味で「都市と農村との一体的整備は、結局農村の衰退を招くことになる」との指摘³⁾は必ずしも当をえたものとは言い難いと考える。

地域主義に立脚した責任論的計画論は計画対象の半分（圏域内生活行動）しか見通しえていないように思われる。責任論的計画論と目的論的計画論を発展的に統合した計画論の構築なしに定住圏計画とその整備の具現はない。と解すべきなのであろう。

4. 農村計画と定住圏計画

定住圏整備の方向がどうとられるにせよ、その対象地域、換言すれば計画・整備される素材の大部分は現在農村空間として存在しており、その変革に直接関わっているのは農村計画である、という意味で定住圏計画はすなわち、農村計画である、とも言える性格をもっていると感じせねばならない。

おわりに

本論は砺波地域農村定住条件検討のために竹中肇東大教授を委員長として設置された調査検討委員会の作業と討論を委員会を代表してとりまとめたものである。その機会を与えられた国土庁と富山県、および資料の整理、とりまとめにご協力いただいた財新農村開発センターの各位に謝意を表したい。

参 考 文 献

- 1) 富田正彦 国土政策の文明論的視座，人と国土，3巻6号（1978.3）
- 2) 富田正彦 農業土木これからの50年——国土工学への挑戦——農土誌47巻8号（学会50周年記念号）（1979.8）
- 3) 坂本慶一 農村における生活圏の課題，ジュリスト増刊総合特集NO.11（1978.8）

益田圏農村定住条件整備検討調査

浦 良 一* 他

Studies on the conditions effective for establishing
consolidated settlement in the rural area of Masuda

Ryoichi URA* and Others

目 次	Contents
1. 調査の目的と方法	1. Aim of the study and the method introduced
2. 地域の概況	2. General description of the area
3. 農業的地区類型	3. Types of agricultural area
4. 工業導入と定住条件整備	4. Introduction of industries and consolidation of settlement
5. 地域施設と学校統合	5. Community facilities and unified school facilities
6. 生活環境整備の状況	6. Improving environment for daily life
7. ライフサイクルと生活領域	7. Life cycle and the area of daily activities
8. 地域指導者の意向	8. Leaders' opinions in the area
9. 広域圏計画と市町村計画	9. Planning for the integrated region and municipalities
10. 益田圏の問題と整備方向	10. Problems and proposals in the Masuda area

Abstract

At the first stage of the study, the understanding of the present conditions of agricultural areas around was supposed to be essential. This has been done referring to the previous studies of Sekisei area. The more thorough search of the facts has been carried out on the basis of the surveys by big enterprises, surveys on U-turn persons (people returned to their native lands), on leaders' opinions in the region, and on utilization of unified schools in addition to trial grouping of agricultural area based on agricultural census. Those surveys mentioned above are recognized to be significant in considering the conditions for farmers settled to their family land. As the result, some proposals of the plan effective for establishing consolidated settlement were expressed.

The extent of the plan is limited within the combined Masuda municipalities (Masuda-kohiki-shichoson-ken) as a "settlement region." A region is divided into "settlement districts" which are regarded as school catchment areas. A district is divided into "residential areas" which are usually recognized as groups of houses. The boundaries of municipalities are situated between those of "settlement districts" and "residential areas." The following plans are proposed in order to improve conditions in the region: promotion of agriculture and forestry, stability of employment, cancellation of disadvantages in remote places through upgrading traffic and communication networks, accomplishment of group administration over regional facilities and, especially, cooperation between the government and farmers associations in the planning learnt by the good experience of environmental improvement by means of the Shinshimane-method which allows inhabitants participate to planning of every stage from "residential area" to "settlement region."

* 明治大学工学部 * Faculty of Engineering, Meiji University

益田圏農村定住条件整備検討調査

浦 良 一, 荻 原 正 三, 下 河 辺 千 穂 子, 石 田 頼 房
木 村 儀 一, 東 正 則, 川 嶋 稚 章

1. 調査の目的と方法

(1) 調査の目的

「農村定住条件整備検討調査」は、益田市、美都町、四見町、津和野町、日原町、柿木村、六日市町の1市6町1村から成る益田圏における農村地域の居住条件等について、基礎的な調査を行い、地方都市との係わりを含め農村地域の整備の方向等を検討し、圏内における定住化の推進に資することを目的とするものである。

(2) 調査の方法

本調査検討にあたっては、各種の統計資料分析によって農業的地区類型をおこなう等の他、次のような調査を実施した。①事業所調査、②従業員調査、③地域農家調査、④地域指導者の意向調査、⑤学校統合に伴う旧学校施設の利用状況調査、⑥地域活動調査、⑦Uターン者現況調査

2. 地域の概況

(1) 益田圏域の位置

島根県の西端部に位置し、総面積1,378.05 km²、総人口は80,801人(50年国調)

(2) 自然的条件

地形は、津和野、日原、都茂を結ぶ線により南北に区分され、南部は大・中起伏山地に属し、高冷積雪地帯で、北部は小起伏山地、丘陵地から成り、比較的温暖な気候となっている。水系は高津川流域と益田川流域の二流域である。

(3) 歴史的文化的背景

石見地域に属し、藩制時は津和野藩、浜田藩と銀山領の飛び地であった。方言は中国方言区西山陽型に属し、住まいも赤瓦の屋根、妻床の間取りで出雲地域とは異なり、当圏域は山口、広島の両県に強い結びつきがあった。

(4) 地域基盤

当圏域は1市6町1村から構成されている。柿木村を除いては町村合併が行なわれ、益田市は15、美都町は

3、四見町は3、津和野町は4、日原町は4、六日市町は4旧村の合併である。旧村は平均4の大字からなり、大字は数農業集落から構成されている。

総面積のうち農地が4%を占めるにすぎなく、この農地の45.7%が益田に偏在している。林野は87.5%を占め、内67.2%が私有林で、国有林は11.6%である。

益田市を除いて過疎地域に指定され、山村振興地域が全市町村にある。益田市、津和野町、六日市町には都市計画区域が指定されている。

農家数は9536戸(37.3%)、専業8.1%、兼業91.9%で、2種兼業が72.6%を占めている。経営規模は0.5~0.05 haと小規模である。山林所有は1~5 haの小規模なものが多い。人工林率は25.5%で現在の所まだ若齢林である。林業就業者は高齢化している。

工場の70%近くが益田市に立地している。業種としては食料品製造業と地域の産業である木材木製品製造業が多い。商店も65%が益田市に集積しており、美都、四見、柿木では商店街の形成はない。

観光地は津和野、益田市内と蟠竜湖、四見峡がある。

交通網は幹線道路として国道9号、191号、187号があり、国鉄山陰本線、山口線が通過している。水系に沿って道路網が整備されているが止り道の道路も多い。路線バスが走っているが過疎化にともない廃止される所も多く、津和野、四見町では過疎バスを運行している。

(5) 社会条件

益田市を除いて人口、世帯数共に減少している。旧村別に見ると、益田町を除いて減少し、昭和35年から50年の15年間で半数以下に減った地区もある。世帯数は益田町と周辺町村の中心地区では増加あるいは減少が少ない。人口構成で見ると、安定している地区は益田町とその周辺、益田市に接する東仙道村、津和野町七日市村で、他の地区は高齢化指数が高い不安定な型になっている。就業構造では益田町、津和野町を除いて昭和35年に1次産業が70%前後を占めていたが、昭和50年では、過疎化が著しい地区は1次産業のウエイトが高

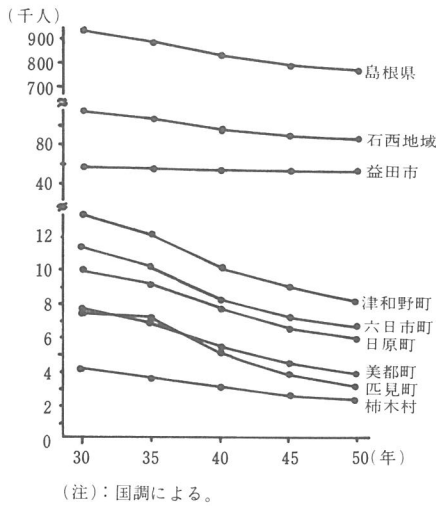


図1 人口の推移

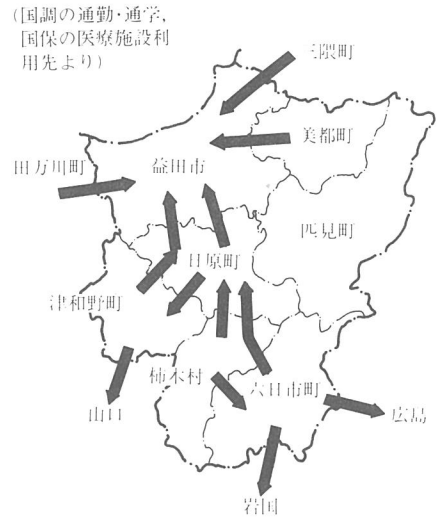


図3 地域の結びつき

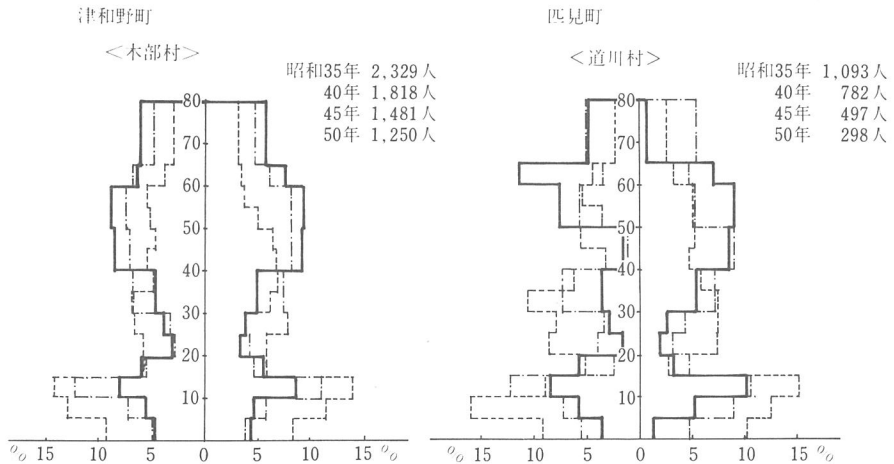


図2 年齢階級別人口構成

く、他地区については2, 3次化している。

3. 農業的地区類型

(1) 農業的諸指標の推移からみた農業生産上の諸問題

1) 1970年から1975年までの5年間に地区(ほぼ小学校区の広さとした)の農業経営の水準を示す諸指標はすべて低下し、とくに農業後継者のいる農家率は僅か1%台に落ち込み、すでに「後継者ゼロ水準」の農業生産存続不能の危機的状況に至っている。また、一時期4割もあった肉牛生産農家も半減した。

2) 専業農家は10%を割りこんでいるが、当地域では専業必しも基幹的優良農家を意味しない。地区によって中味を検討して専業農家育成対策を考えていく必

要がある。

3) 戸当り経営規模も小さく、収入面でも劣悪な状況におかれている。経営規模は水田再編、兼業化などにより減少傾向にある。農地開発とともに農地の高度利用促進対策を強力にすすめる必要がある。

4) 山林保有農家率は高いが、戸当り保有面積が零細で、農林複合経営には不利な条件にある。しかし、一部の地区では保有面積が大で、後継者もあり、複合経営の進む素地をもっている。

(2) 農業諸指標の主成分分析結果からみた地区類型と優良農業地帯、優良農業核の育成

1) 1970年農業センサスから得た12指標を主成分分析にかけた結果をみると、農家の経営規模の水準を示

す第一主成分と一部に高収入の基幹的優良農家の存在を示す第二主成分の2つのスコアを組合せることにより地区の分級が可能であることがわかった。この2つの主成分のスコアを-1.0, 0, +1.0で切ることができる4つの等級の組合せにより、1等級、2等級A、2等級B、3等級、4等級の5類型に分級をした。

2) 1975年でも同様に10指標(センサス項目変更により2指標は調査落ち)について主成分分析をかけてみると、この場合は第一主成分で1970年の第一、第二主成分の内容が一括説明でき、第四主成分で安定性のチェックをすることにした。したがって、類型化は第一主成分の+1.0, 0, -1.0の3ポイントで切って得られる4つの等級をそのまま類型とし、1等級、2等級、3等級、4等級の4類型に分けた。

3) 上記の各年次の各類型を石西地域全体にプロットしてみると、42地区の色分けができ、その結果、石西西部の半月形地帯11地区、中部4地区、東部8地区がまとまった優良農業地帯と評価できることがわかった。

4) 今後は、これら優良農業地帯の中に優良農業核を育成し、これを回りに拡大し、各種のマイナス要因を克服していくことを定住圏整備計画の重要施策として推進していく必要がある。

4. 工業導入と定住条件整備

(1) 工業立地等からみた地域の特徴

圏域の中心となる益田市の中心性が低く、立地業種は、木材関連・食料加工・衣服縫製・窯業土石等の資源立地型で、零細規模のものが多く、益田市の他は、山間部の川沿いの平坦地に比較的密度高く居住しており開発適地に乏しく、工業導入等の実績も多くはない。

(2) 立地事業所の概要と農業との関係

多くの企業は労働力確保を主要な立地理由としている。今後3年内の従業員の増減見通しは、現状維持が多いが、若干増加の見通しである。今後の問題としては、労働力確保をあげるところが多い。

一方、農業との関係では、労働力援助や機械貸与等をおこなっているところは皆無で、若干の企業に農繁期休暇や育児休暇がみられる程度である。

(3) 工場勤務者の採用状況と通勤圏

非農家より農家出身従業員の方が多く、大部分が正社

員として恒常的勤務についている。

従業員の通勤圏は、大部分がその企業の地元市町村内となっており、益田市に立地する企業も例外ではない。業種別では男子型の林業・建設業・木材関係企業の通勤圏が広く、女子型の衣服関連・電気機器関連企業の通勤圏は狭い。

(4) 兼業化の進展と家族労働状況

一方、地域の側からみると、農業は高齢化した父母に委され、世帯主・妻が勤めに出ている場合が多い。この勤めの状況は、その地域に工業があるかどうかとかその業種によって大きく左右される。

(5) Uターン者の転出経過と家族労働状況

日原町の最近のUターン者についてUターン後の就学・就職状況を見ると就職が多い。主な職種は、技能工・生産工程作業、事務作業、販売作業就業者が多い。農林業者は5%弱である。又無職者が約10%いる。就職の場所は約40%が地元日原町で、また益田市へも40%位でている。

転出した理由は「若いうちに他所で知識見聞を広めるため」が多く、「地元で就業の場が無い」が主な理由ではない。Uターンの理由は「親の面倒をみるため」が最も多い。

必要施策としては、就業の場の確保に対する要望が多い。

5. 地域施設と学校統合

(1) 地域施設の現況

1) 学校教育施設 幼稚園は益田市にあるだけで、保育所は旧村単位にある。一部山間部で未整備で、過疎化によって幼児人口が減少し、定員が上まわっている地域もある。小・中学校とも統合が進み小学校は旧村1校程度になっている。中学校は統合が進み町村1校の地区がある。このため通年寄宿舎生活をしている児童・生徒がいる。高校への通学不可能地区では、下宿生活をしなければならず、費用負担が問題になっている。

2) 医療・保健施設 圏域内の基幹的な医療施設としては益田日赤病院、日原町と津和野町の共存病院がある。この日原共存病院では入院患者の8割が老人で老人病院化している。また、地域によっては入院利用で圏域外の医療施設に依存していたり、一部に無医地区があ

り、患者輸送車等で対応している。

3) 社会福祉施設 各市町村ともに老人人口率が高く、養護老人ホームは3施設のみで、特に、特別養護は1施設で老人福祉施設の未整備が問題になっている。また身体障害者施設も整備が必要である。

4) 社会教育・体育施設 集会関連施設としては、圏域に県民会館が建設中で、各市町村の中心にはコミュニティ・センターや豪雪山村開発総合センター等が設置されているが、地区及び集落段階で地域住民の各種集会や各種活動をおこなう核的な施設が未整備である。また図書館、移動図書館、視聴覚ライブラリーが広域圏計画で整備されつつあるが施設整備が遅れており十分な活動をしていない。

体育施設は十分ではなく、学校施設等が地域住民に開放されている町村もある。しかし施設、設備面で整備が遅れており、十分な活動がおこなわれていない。

5) 供給処理施設 山間部で水道の整備が遅れており、特に美都町、柿木村、六日市町では普及率が30%弱である。し尿処理は、圏域内が2分され一部は山口県を含んで広域事務組合を設けている。匹見町・日原町・柿木村・六日市町では処理率が30%弱と低い。ゴミ処理は匹見町、津和野町では独自に行なっているが、益田市、日原町、柿木村、美都町では一部事務組合を設立している。六日市町は施設の老朽化により、隣接の山口県の町村に依存している。

6) 保安行政施設等 消防救急については、広域消防救急体制が整備されている。旧村に役場支所があるのは、現在益田市だけである。農協は各町村1農協で、益田市だけ2農協ある。県の出先は益田市に集中しているが、農業改良普及所と土木事務所が益田市と津和野町にあり、益田市と美濃郡、鹿足郡に2分されている。

(2) 旧学校施設の利用

1) 施設数 学校統合に伴う旧学校施設数は、益田広域圏内に51ヶ所ある。その敷地規模は零細で、0.3 ha以下が2/3をしめる。

2) 利用状況 旧学校施設の利用をみると最も多いのは集会施設としての利用であるが、名前だけのものも少ない。ついで多いのが保育所・小学校への転用である。公的住宅・民間住宅への転用があるがこれは旧教員住宅としての利用である。誘致企業への利用は当圏域

では少ない。

3) 自治体による違い 自治体により旧学校施設の利用に差がある。

4) 問題点 旧学校施設、特に小・中本校は地域の中心として機能して来たものであり、児童数減少による廃校後は何等かの形で地域中心として機能するものに利用されることが望ましい。全般的に益田広域圏内では、一部の自治体を除き積極的利用が少ない。特に企業誘致の例が他圏域より少ないのが特徴である。

6. 生活環境整備の状況

石西地域の生活環境の現況を把握して、その整備方向をさぐり、定住条件整備の手がかりを求めようとした。そのために、昭和50年度「農村地域整備状況調査」(国土庁地方振興局農村整備課)を用い、生活環境の物的側面を示す項目をえらび、大字単位に整備状況(整備の有無)を再集計して検討した。

国土庁資料によって、本地域の生活環境の状況(昭和50年現在)を検討した結果を要約すると次のとおりである。

- ① 地域社会を構成し、日常生活を維持するのが困難な戸数しか残っていない集落も多い。
- ② 地域全体として、物的な生活環境の整備が立ちおかれている。
- ③ とくに道路の未整備が目立っている。
- ④ また地域施設の不足、自然災害発生の危険、一部には公害発生もあり、生活環境は満足できる状況にはない。
- ⑤ 過疎化の進行のなかで、物的な生活環境を充足しても、これを維持することができない集落もある。
- ⑥ 物的な施設を整備して居住条件をたかめることは、定住のための必要条件であることを考えれば、水道施設整備等本地域の生活環境整備は急務である。

7. ライフ・サイクルと生活領域

調査結果から地域住民のうち40~50%の人は、他市町村に転出して生活した経験をもっている。転出した年齢は10歳代後半から20歳代後半までが主であるが、圏域周辺部と益田市とは事情が異なり、周辺部の方が高年齢までのびている。その転出先は県内の中心都市や隣接する近県の中心都市であるが、周辺部の人には益田

市も転出の対象地域の一つになっている。

このように、若い年齢期に一度外に出て又、2～5年でUターンしてくる人もいるという状態は今後も繰り返されるものと思われる。このようなUターンの理由には、結婚・就職・相続等が上げられている。

戦後の地方の指導者のなかには、戦中戦後の疎開者とか帰郷者がいたが、現在の前記のような都市生活を体験した人達がこの地方の明日をになっていく人ともなろう。このような人達が、帰郷後は日常生活にもの足りなさや都市生活への羨望等をいかに郷里に定着し地方のいない手となるようにすることが必要である。そのためには、農村の環境整備が更に進められ、心の支えとなる地方文化の振興等の精神的な環境の整備が必要と思われる。このようなハードといえる施策にとどまらず地方独自の文化を育てるソフトな施策が進められることも定住条件を整える上で必要なことであろう。

この場合地域住民は、地域で集落とか社会組織の行事・祭りに参加しているが、その参加の状態は男・女別とか年齢階級別で内容が変わり、又その組織会合での立場も移り変わっていくものである。このような状態を理解したきめこまかな地域施設整備への配慮と、地域住民の地域活動への組織化が必要である。

8. 地域指導者の意向

地域指導者の有無が地域振興に大に関わることにについてはすでに指摘されているところである。本地域においても指導者と目されている人たちの動向は、地域の振興にとって大きな意味を持つと考えられるのでアンケート調査によってこの人たちが地域に対してどのように考えているかを求めようとした。調査は各市町村在住の指導者層の341名についておこなった。調査内容は、まず回答者の資質を明らかにすること、次に地域に対する認識、振興対策、定住意向などについての意見を求めることである。その結果は次のように要約できる。

① 回答者は指導者層ということもあって50歳以上が過半数を占めているが、20歳～39歳は12%いる。また職業は農(林)業が過半数で、次いで地方公務員、教員が多い。

② 地域に対する認識——この地域が「農業で自立ができず」、「働く場所もなく」「若者がいない」ところで

あるという生活基盤に関する点を問題としている。生活環境面での問題の第1は、「医者に遠い」「道路・交通がわるい」などがあげられている。この地域に住む人にとっては、生活環境の不備よりは、生活基盤の貧しさの方が切実であると指摘している。

③ 振興対策——「農業の基盤整備をおこなう」と同時に「企業誘致」を必要としている。また、市町村ごとの特産物の育成と特産団地の指定、指導センターの設置が要望されており、この他、住宅対策、指導者の養成、営農指導の必要がいわれている。

④ 地域の評価——自分の住むところは、「生活基盤も生活環境も貧しいけれど、自然は美しく、人情があつところ」という愛着を示している。

⑤ 定住について——現在すでに生活基盤の確立している層の多くは、たとえ過疎集落にあっても定住意向を示している。しかし、この層の後継者が将来ここに住むかどうかについての期待は持っていない。とくに、生活基盤の弱い層では、地域外での就業を当然視しているところがある。

⑥ 建前として定住条件の整備を唱えながらも、後継者がUターンすることを期待しない指導者、生活基盤が確保されているのにUターンしない若い人たちのいることをどう考えたらよいかの問題である。

この問題を解くためには「食べられる条件があれば定住する」という考えとは別の視点からの価値観の転換等、別の定住条件をさがす必要がある。

⑦ 子供の教育が重要であるがそのために定住意識の強い地方出身の教員をふやすとか地元出身の教員のUターンを促進して、地域の人づくりに参加してもらうことも検討の要があろう。

9. 広域圏計画と市町村計画

本章では、益田広域圏計画(広域市町村圏計画・県新長期計画の圏域別計画)の内容について検討を加えるとともに、日原町を例に、市町村振興計画が、広域圏計画とどのような関連をもって策定されているのかを検討した。

(1) 広域圏計画

広域圏計画については次の点が指摘できる。

① 基本的考え方として、益田市を雇用、購買、文化、レクリエーション等あらゆる面の拠点としようとしてい

るが、道路網整備による時間的距離の縮小には限度があるので、副次的核・拠点が必要であろう。

② 広域事務処理システムは、救急等を除き、周辺町村の住民への行政サービスを顕著に引きあげたとはいえないであろう。町村計画で扱われる施設・サービスの計画とのより緊密な調整が必要である。

③ 広域圏における産業計画が事実上無いことは今後、圏域の課題が雇用の確保による若年層の定着にあることからみて、問題であろう。産業振興・雇用拡大の計画を広域圏で立案調整することが重要である。

(2) 市町村計画との関連

日原町を例に検討を加えたが、次のような点を指摘出来る。

① 圏域内の市町村の性格づけと町側の考えている地域の性格づけに大きな差はない。

② 町の振興計画では広域市町村圏計画、あるいは広域行政は積極的には受けとめられていない。

③ 広域市町村圏計画にかかげられ、町の財政負担もある事業さえも町振興計画にのっていないものがある。

④ 日原町新長期計画は、住民参加、ボトムアップの新模式で策定がおこなわれており、その積極性は評価されるが、この様な策定方式では、従来以上に広域圏との関係が稀薄になる恐れがあり、充分留意する必要がある。

1 0. 益田圏の問題と整備方向

(1) 益田圏の問題と整備方向

当圏域では、昭和30年以降木炭生産の急減、昭和38年の豪雪等により農山村部では人口が減少し、現在でも依然として減少が続き、老人問題、後継者問題がおきている。

山間部では、棚田のため基盤整備が遅れ水田再編や兼業化によって農地が荒廃し、山林保有も零細で、戦後の造林で伐採適期にいたらず、林業労務者も、高齢化している、またわさび、しいたけ等の特産物に対する基盤づくりや補助、加工・流通施設等が未整備といった農林業の問題がある。

農村部での工業導入も女子型企業が中心で、男子企業は1部に限られ、近年Uターン者も多いが就労の場がなく、再び圏域から出ていく現状である。

山間部の道路整備の遅れによる住民サービスや防災問

題、過疎化による路線バスの廃止による足の確保の問題、高齢化による基幹病院の老人病院化等の老人福祉問題、無医地区や施設整備の遅れ、医師確保等の医療問題、学校統合による小学校からの寄宿舎生活、高校の下宿問題、先生を含めた地域指導者の不足、自然災害、鉱山の公害河川の水質汚濁等の生活環境問題、広域圏行政に対する問題が地域の問題としてある。

当圏域では、定住圏を益田広域市町村圏と考え、定住区は旧村より少し小さい単位の小学校区、居住区を集落または数集落で地形的なまとまりを考慮した地区として考える。尚、定住圏と定住区の間には、従来の市町村の段階がある。

この圏域での定住条件を整備する上では次のようなことが必要である。

1) 産業計画・農林業計画

優良農業地区を中心として農林業の振興をはかる。このためには山間部の基盤整備を進め、又農林生産物の加工をおこない付加価値を高めるよう努め、農産物や林産物の加工場や流通センター等の整備をし、農林業の流通面を含めた一体的な振興をはかる。

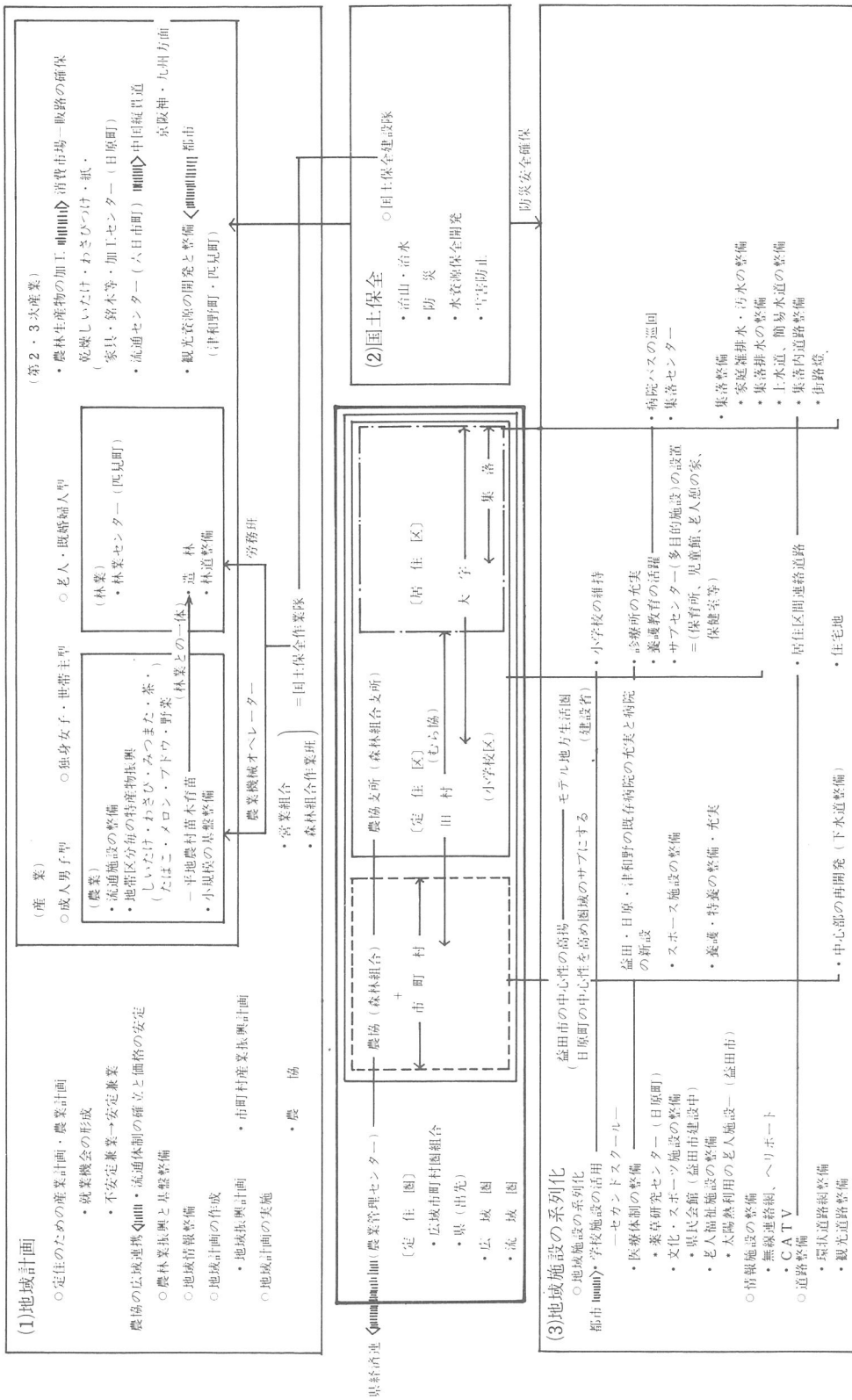
また益田市を中心として各段階ごとにあった企業を確保し、雇用の場の拡大を計る。これらを含む産業計画、農林業振興計画を立案する。

2) 地域施設の系列化

地域内の地域諸施設が各市町村とも小規模化しており、圏域内の各施設の系列化を計る必要がある。例えば、圏域全体の学校を学校群として運営していく必要がある。このことは医療施設・社会教育施設、集会関連施設、老人福祉施設等についても同様で、施設相互間の関連を考える必要がある。さらに観光施設でも同様に、津和野と匹見峡などの点的施設を結び、群として整備をすることを考えていく必要がある。

このような中で、益田市の中心性を高めると共に、施設の系列化や農林業の振興をはかるために、益田市と各周辺部を連絡する幹線道路、各市町村を結ぶ圏域内の環状道路網の整備、中国縦貫道路との結びつきや観光道路等の整備が必要になってくる。

さらに、中心部と周辺部を結ぶ有線テレビによる映像情報や無線を含めた情報施設の整備をおこなう事が施設の系列化に必要となる。またこの情報施設は地域



の資料整備もおこない、地域計画立案のための情報提供もおこなうものとする。

3) 国土保全

一部の市町村では建設隊があるが、これを拡大して国土保全建設隊（仮称）を設けることを検討する必要がある。これは冬は除雪、夏は林道整備・林業の労務班、また農業機械のオペレーターといったように幅広い活動をおこなうもので、この活動により農林業振興を推進し、あわせて安定雇用の場を確保し、国土保全をもちかろうとするものである。

4) 地域振興計画の作成

これらの計画策定にあたっては、自らのむらは、自らの手で作るという方向で考え、居住区については新島根方式による居住区づくりを推進し、定住区では農協支所等を中心として、むら協同組合的な発想での定住区計画を考える。

市町村段階においては、市町村と農協（森林組合）等が一体となって、市町村の産業振興計画づくりをおこない、さらに、定住圏では、各段階の計画を尊重し、広域市町村圏組合、農業管理センター（広域農協）、県が一体となって、定住圏計画を作製する。

また、この計画の実施、圏域内施設群管理、情報施設管理、国土保全建設隊管理をおこなう組織の設置についても検討の必要がある。

(2) 定住区整備の方向

小学校単位の定住区整備は次の諸点が必要である。

- ①生産、生活、地域管理等の核になる多目的機能をもったむら協センターの設置。
- ②女子型企业誘致をおこない安定した兼業農家を育成する。
- ③幹線道路の改良、拡巾困難な場合には待避所等を整備する。
- ④居住区間をつないでいる現在の作業道等を、生産、生活のための居住区間連絡道路として整備をおこなう。
- ⑤行止り道路を解消し、このことにより居住区間の患者輸送車等が巡回できるようになり、災害時の2方向避難も可能となる。
- ⑥地域の核となる小学校の維持をおこない、夜間照明等の設備を整備し、地域への学校開放をおこなう。
- ⑦老人生きがい対策として、山菜加工、炭焼き木材工芸、むら細工等ができる場を整備する。

(3) 居住区整備の方向

居住区整備は次の通り、①集落内道路整備。②消火栓、防火用水等の消防設備。③ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設、防犯施設等の設置により安全なむらづくり。④さらに簡易水道整備。⑤不燃物置場や可燃物の簡易焼却炉の設置。⑥農村下水を含む集落内排水施設整備。⑦集会所整備。⑧小規模圃場が多いため農道整備を中心とした、地区の状況にあった基盤整備。⑨又一部には、集落周辺の基盤整備と一体的に集落環境整備をおこなう面的整備の必要などもある。

地域計画構想づくりの新たな模索

—八幡浜・大洲地域における事例—

北村 貞太郎*

New Approach to Regional Planning

—An Example in Yahatahama-Ozu District—

Teitaro KITAMURA*

目次	Contents
まえがき	Introduction
1. 定住構想と地域計画構想	1. Conception of Regional Planning
2. 地域計画構想の内容	2. Contents of Regional Planning
3. 地域の設計	3. Diagnosis of "Region"
5. 問題点と今後の課題	4. Design of "Region"
	5. Problems and Subject in Future

Abstract

This paper starts from the following point of view: "Region is not an architectural construction like concentered city, but an organic entity." Thus, regional plan could not be delineated on a white paper, but a regional future concept should be made depending upon the regional conditions.

As regional conditions which is supporting our stable life, the author picks up the following seven conditions in Fig. 2: (1) social (or human) conditions, (2) nature and artificial resources (incl. public damage), (3) economical basis, (4) information, (5) activities, (6) regional policies, and (7) people's need. Among these conditions human activities play an important role for the balance between population growth and regional space limited.

From this way of thinking, the author proposes a new methodology for regional analysis and diagnoses for regional structure, being applied land classification. In design of regional plan, the method for delineation of planning sub-region is also proposed.

* 京都大学農学部, Faculty of Agriculture, Kyoto University

地域計画構想づくりの新たな模索

— 八幡浜・大洲地域における事例 —

北村 貞太郎

まえがき

国土庁が生まれ早くも5年目を迎えようとしている。この間土地利用計画の策定を通じ、地価抑制に一定の成果をあげ、昭和52年度には第三次全国総合開発計画を策定して、わが国の新しい国土施策の展開には一定の役割を果たしつつある。そして、第三次全国総合開発計画においては「定住構想」が打ち出され、新しい国土づくりの理念が打ち出されてきた。

昨年度にはこうした定住構想に係り各種の調査が実施され、本年度よりいよいよ本格的に定住構想づくりが始まろうとしている。筆者は、昨年度たまたま上記国土庁の各種調査の一貫となる農村定住条件整備検討調査に参加する機会を与えられ、その調査の現場的課題からこの新しい定住構想のあり方について考えることができた。

本報は八幡浜・大洲地域の農村定住条件検討調査の結果を一部紹介しつつ定住構想と農村計画に係る地域計画構想の考え方を論じている。

1. 定住構想と地域計画構想

農村定住条件整備検討調査の考え方は同実施要領において、

「国土の均衡ある発展と活力のある地域社会の維持・形成を図っていくためには、農村地域においては、食料等の供給、自然環境の保全、培養等の機能を充実させるとともに、都市との利便の相互享受に配慮しながら生活環境等の整備を図ることによって農村地域の定住条件を整備していくことが必要である。

このため、全国の代表的事例地域において農村定住条件整備に関する基礎的な調査検討を行い、もって地方における人口定住の促進に資するものとする。」

と述べられている。

この内容を注意深くみると、本調査の内容は非常に広範なものである。

当該農村地域の定住条件をしっかりと把握して、農村

地域住民の定住化のための課題を析出し、その上で、そうした課題に即した農村定住条件として整備すべき方向を模索することである。したがって、本調査の内容は単なる農村定住条件の把握に留まることなく、農村地域全体の定住に関する将来構想的なものを検討しない限り上記要領の目的の達成が非常に難しい性格のものである。

そうした中で、本調査の対象地域のような広域の地域についてその将来構想を模索すると、当該地域の地域計画構想の模索に帰着してくる。すなわち、定住構想は地域計画構想の一側面であると位置づけることができる。

そうした場合、定住圏という計画地域規模における地域計画構想の作成方法自体が問われてくることとなる。

わが国における地域計画構想の手法は、戦後の国土総合開発法を軸にまず府県レベルの地域計画手法として発達した。この進展に伴い、水資源開発計画に関連した地域計画が作成されている。しかし、広域計画が盛んになったのは昭和30年代後半の新産業都市建設や、昭和40年代の広域市町村計画構想、地方生活圈構想、広域営農団地構想等に伴ってである。

したがって、定住圏レベルの地域計画手法の研究はわが国では日が浅く十分なものが完成されているといい難いといわなくてはならない。その意味で、今後、定住圏計画づくりがこの種地域計画構想手法の進展に寄与する点が多いと思われる。そこで、本農村定住条件検討調査は地域計画構想づくりの手法開発にも焦点を当てつつ、調査した。本報はそうした過程で、生れてきた手法の一端を述べるものである。

特に、地域計画の根幹となる地域の階層性（例えば、居住区一定住地一定住圏）に根をおろした計画手法の開発に重点をおいている。

2. 地域計画構想の内容

ところで、従来からみられる地域計画構想の欠陥は筆者なりにまとめるとおよそ次のような点にある。

(1) 地域の実態に関する膨大な調査結果はあるが、その結果と計画との橋渡しとなる計画地域内の診断が必ずしも十分なものといえない。

(2) 地域内の診断が不十分であるための計画地域内構成の析出が必ずしも十分ではない。そのため、計画地域内の地域階層性が不明確である。

(3) 地域計画構想が、そうした現況の地域階層性を踏えて将来を見通したビジョンとなっていない。

(4) したがって、地域計画構想づくりの中心課題となるべき計画地域内計画課題の地域分担、ブロック別計画課題が、はっきりイメージされていない。

(5) そのため、地域計画が下位計画への計画課題をはっきり提示し得ていない。

(6) こうした地域計画構想上の欠陥が地域の基本計画の性格にもあらわれ、地域計画の基本計画における地域内計画目標の分担が出にくくなってきている。

このような地域計画構想の基本的欠陥は一口でいえば、地域計画構想自体が地域内の地域条件を十分把握する配慮なしのホワイトペーパー上のイメージプランに片寄りすぎたためといえそうである。地域は都市に代表される様な建築的空間の延長ではなく、農村という生態的バランス体系に支えられる有機体的空間であって、地域計画構想立案の原点において計画対象地域構成のしっかりとした分析を踏えなくてはならないといえる。

このような観点を踏え地域計画構想のあり方を検討してみると、およそ図1に示す様になる。

地域計画の手法論としての問題は一体地域計画構想において何を述べ、同構想に基づいて地域基本計画では何を論じるべきかの手法論上の論理性を確立して行くことにある。八幡浜・大洲報告書では地域計画構想のあり方が質的に図1で掲げるものであることを前提としつつ計画方針と計画対象の概要を述べた上で内容を地域の診断と地域の設計に大別している。

従来から、地域計画の本命は地域の総括的把握であり、そうした総括的把握の上に立って、地域の総合的な計画を立案することにあるといわれているが、従来の地域計画論のどうしても弱点となっている点は地域の総括的把握についてであったともいえよう。同報告書はこの弱点を少しでも是正しようとして診断論で特に地域構成論の手掛りを把む努力をしてきた。

また一方地域の設計では内容を地域の将来像（総合計画）、地域の整備課題（部門計画と地域整備計画）、同整備の展開方法に分けて論じられている。この中でも将来像については現況の地域構成を踏えて、計画的な地域構成（この計画的な地域構成として定住圏、定住区、居住区

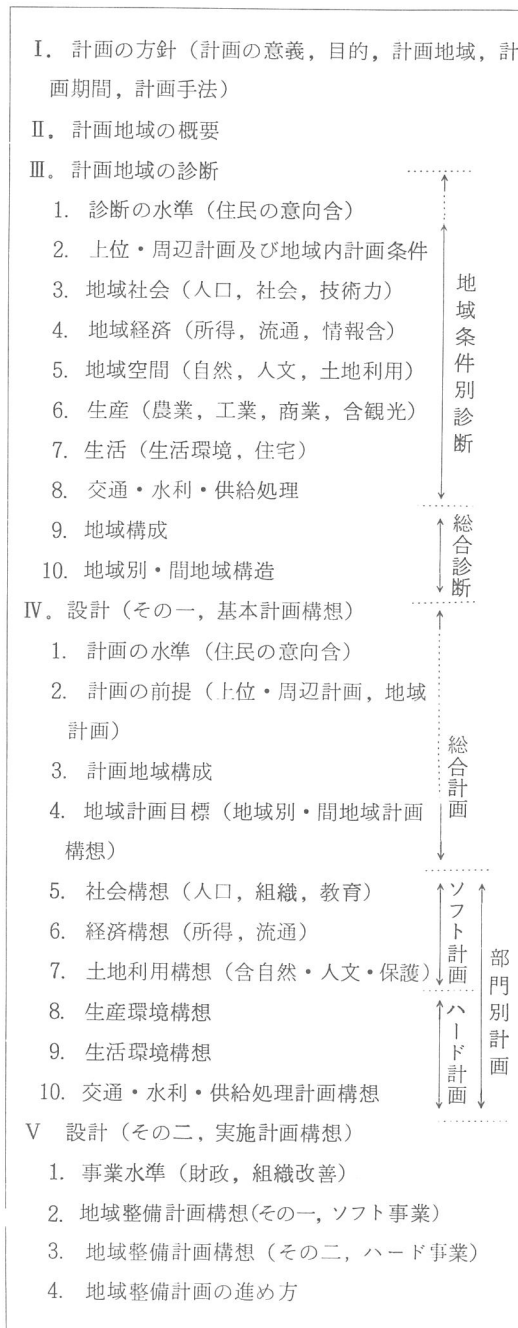


図1. 地域計画構想の構成

という地域構成を位置づけている)を、設計することを提案し、そうした地域構成別・間に下位計画目標を設定するという地域計画の上・下位計画間の関係性を明確化させようとしている。

3. 地域の診断

3.1 人間の定住と地域

地域を総括的に把える前提として地域条件(八幡浜・大洲報告ではこれを定住条件と呼んでいる)の関係性について筆者は凡そ図2に示す様に把握して検討してみた。

まず「人間の定住を支えるものは本質的に何か。すなわち、今日一定の地域において人間定住が可能となることということとはどの様に考えるべきか。」といったことが問題となる。

人間の定住は人間が個人としての存立ではなく、人間は何等かの活動(activity)の中で存立する。例えば、我々の1日の生き方を見ると1つは家庭生活の中で、1つは会社・役所等の生産的活動の中にある。したがって人間の定住が成立するためには人間個人の生存を支える活動が安定的に存立しなくてはならない。

そうした場合活動を支える条件は①地域社会(技術労働力)、②地域経済(金融物流)、③地域情報であり、それに④地域空間(自然・人文資源、土地利用)、⑤活動自体が他の活動の条件を規定している。そしてこうした全体が、⑥地域政策と⑦住民の意向によって規定されている。これが図2に示した地域条件の関係性である。

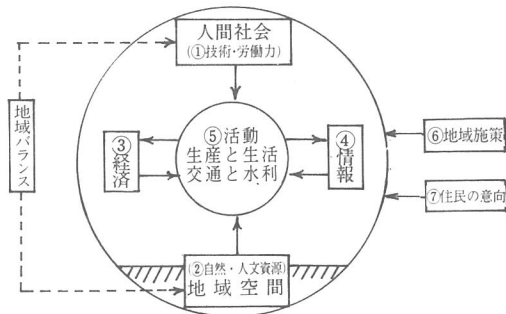


図2 地域条件

したがって、地域の重要条件はこの7種のカテゴリーに大別できよう。

そうしてくと地域における人間の定住化を図ること

は一方では住民の意見を基に各種の地域施策決定をするとしても、要は活動がこうした地域条件とバランスをとって成立していること、要するに、人間と空間、地域社会と地域空間のバランスを図ることに約言できよう。

そうした地域社会と地域空間のバランスが活動を通じて達成されるので、活動とはそうしたバランスをとるための調整体と理解すべきであり、人間の行為としての活動はそれが生活であれ、生産であれ、究極的にはこの人間と空間のバランスを図るためになくてはならないことを意味する。そこで考えなくてはならない考え方は生活合理性と生産合理性のいずれも無制限のものではあってはならず、あくまでも人間と空間バランスの原則を踏えた上での合理性に留まるべきところといえよう。この人間と空間のバランス化という概念を筆者は地域秩序という理念で解している。すなわち、経済合理性のための人間の定住はこの地域秩序の理念において始めて達成されるものであるので、そうした地域(定住)条件の上で地域秩序に側した構想がこれから要求されている定住構想と考えられる。

3.2 地域条件

凡そ上述した地域条件を把握していく観点に立ちながら、八幡浜・大洲地域の地域条件ではデータ等の関係から凡そ次のものをとりあげた。

(1) 住民意向と地域施策

住民の意向については広域であったため、市町村単位にマクロに住民の意向を聞くのに努めた。

(2) 人口と社会

人口・労働力条件を把えたが、社会構造的なものまで把握できていない。

(3) 経済と情報

経済では生産・分配所得と各種域内の物流経済(流通)を把握すべく考慮したがデータの関係で十分とはいえない。情報等については触れていない。

(4) 自然・人文・土地利用

自然条件(地形、地質、気象、水文等)、人文条件(文化財、公害)、土地利用。

(5) 生活と生産

ここでは農村定住条件調査であったため農家を中心として検討した。若干工場数、商店数で二・三次産業構造を把握した。生活については類型別世帯数に留めた。

(6) 交通と水利

主として地域活動の中で結節性に関する活動をまとめた。交通は主としてパーソントリップで扱えた。水利はデータの関係から図上把握しかできなかった。

ところで、今までの地域計画構想ではそれを画く前提として、地域条件についての、

i) 地域条件の地域内分布

ii) 地域条件の 카테고리別分布 (ヒストグラム) の把握が非常に不十分であった。そのため、地域条件の考案が立地論的に十分考察されなかった傾向がある。

そこで、八幡浜・大洲地域では、農業集落単位にデータ^{*}を把握し、電子計算機を活用して、地域全体における分布を一目で分る様な図的表示法を導入してある。また同図にはヒストグラムも合せて表示し、地域条件の考察を容易にする工夫をした。

この図の例は図3に人口分布の例で示す。この他にも各種、地域条件がこの様に図化されているが、これらは後日、下位計画立案の際にも大いに役立つものとなろう。

3.3 地域構成

ここでいう地域構成とは計画対象地域内が基礎地域からそれより上位の一次地域、それより上位の二次地域と順次地域階層性を保ちつつ、地域全体が成り立っていることをいっている。そして、そうした各地域階層ごとの地域単位はいくつかの機能的等質性を保つ地域として構成されると見るものである。ここでいう地域の機能的等質性とはある階層Aの一つの地域の中ではそれより下位の階層の単位地域の少くとも一つが都市的中心的機能をもつ単位地域で、その他の単位地域がその都市的中心的機能をもつ単位地域に依存しつつそれを支える周辺地域となっていながらそれより一つ上位階層Aの地域としてみるとそれが等質的にみられることをいう。

したがって、ここでいう地域の機能的等質性とは等質的土壌地帯とか、気候地帯といった意味での地域の等質性とは異り、個々の単位地域の中に結節性を含む等質的地域(機能的質地域)ともいえるものである。

そこでこうした地域構成を析出するには上述した地域条件分析を基礎に、次の四つの手順を踏えて析出するこ

とが上記報告書では提案されている。

- (1) 地域の自然的・人文的条件、人口分布、土地利用を主たる条件としてこれらの条件を重ね合せながら地域構成の境界域を析出していく。
- (2) 農業集落別地域条件指標から農業集落分級を行い、農業集落の主たる活動を農業的、都市的、緑地的に類別する。
- (3) (1)(2)を重ね合せながら、機能的地域単位を下位の単位地域から順次析出する。
- (4) (3)の成果を踏えつつ、それらの地域間の交通、水利その他結節性の要因を基にして構成を析出する。

ところで、かかる地域構成の把握は今まで、単に主要都市分布のみで、判断する方法が多くとられたが、それだけでは不十分で、農村地域の場合には農村集落から積み上げて地域構成を全体的に析出しなくてはならない。

3.4 事例

次にこうして分析した事例を八幡浜・大洲地域について述べておくこととする。

農業集落分級については、表1に掲げる指標別に規準化し、その規準値を各農業度、都市的度、緑地度別に規準化して合成指標とした。この合成指標の大小により各

指 標		単 位
農業度分級要因	農業就業人口	人
	農家一戸当り耕地面積	ha/戸
	農家一戸当り農産物販売額	千円/戸
	耕地10a当り農産物販売額	千円/10a
	農業就業人口当り農産物販売額	千円/人
都市度分級要因	集落農産物販売額	万円
	非農家率	%
	人口増減率	%
	宅地面積率	%
	2次・3次産業人口率	%
	事業所従業員数	人
緑地度分級要因	商店数	軒
	商店従業員数	人
	出稼ぎ農家率	%
	人口林率	%
	林野率	%

表1 農業集落分級要因

* このデータの主なものは国土庁で作成した「農村地域整備状況調査」(昭和53年3月)のもととなる磁気テープから入力し、不足分を現地調査で補う方法をとった。

性を考慮し、現況の地域構成を析出した*。

4. 地域的设计

これからの地域計画構想の設計において従来の地域計画構想づくりと基本的に異なる点は「現況の地域構成をどの様に踏えて、どの様な地域計画構想をつくるか」ということである。したがって、その様な地域計画の構想とはどのようなことを構想し、どの様な成果を残すかということの検討を迫られることとなる。

いろいろな地域計画において構想とは何で、何を述べ、基本計画では何を焦点として論じるべきかについては広域計画の経験の浅いわが国の地域計画論では意外と明らかでない。

ここでは筆者なりの地域計画構想の設計論上の内容について若干考察しておく。

1), 2), 3), 4), 5)

4.1 地域計画構想の内容は色々と検討してみると、凡そ図1に示す様に要約できる。地域の診断に基づいて計画方針を定め、前提条件をまとめあげて、具体的内容に入れる。

地域計画構想としての内容は質的に二つに大別できようである。一つは計画地域全体が人間を中心として地域条件(≒定住条件)と均衡を保ちつつ発展して行く将来の姿(目的、これを以下基本計画構想という)である。それに対して、第二の側面はそうした地域の発展目的となる地域の将来像を実現して行くべき手段に係る構想(これを実施計画構想とよんでおく)である。要するに地域計画構想は目的に係る構想と手段に係る構想が組み合されると考えられる。

こうした構想は、それぞれ基本計画、実施計画に連鎖し、基本計画構想は基本計画作成上の前提的条件整理、後者の実施計画構想は実施計画作成上の必要事項のとりまとめという性格をもつといえる。

次にこうした内容について、八幡浜・大洲地域の事例で特に係ってきた点につき、簡単な考察を加えておくこととした。

4.2 基本計画構想

基本計画構想は広域計画の場合、図1に示すように、総合計画部門と部門計画部門に分けられる。このうち、

総合計画部門は計画地域構成と計画目標の設定に分けられる。

こうした、総合計画構想に基づいて、部門別構想が検討され、それが実施計画上の各プロジェクトに引きつけられる。八幡浜・大洲地域における構想では、これらすべての点について、この手順を経ていない。しかし、従来の地域計画構想での、最も弱点とみられる総合計画構想に焦点を当てて、計画作業が進められ、部門別計画構想は実施計画構想とからめて作成された。

そこでここでは、総合計画構想に限って、その問題点を事例的に述べよう。

(1) 計画地域構成

まず、計画対象地域における将来の地域構成をどの様に考えるかを検討する。八幡浜・大洲地域では現況の地域構成の分析を踏え図5に示すようにとりまとめた。

この事例から計画地域構成の設定という観点からみると次の点が検討課題となった。

(a) 八幡浜・大洲地域のような大きな定住圏では基礎集落(農業集落居住区に相当)の上位の定住区は、ほぼ旧町村単位程度となるが、その上はただちに定住圏とはならず、その中間的な定住圏を設定しなくてはならない。これらをこの事例調査では一次定住圏、二次定住圏と呼んだ。この考え方からすると八幡浜・大洲地域は三次定住圏ともいべき地域である。

(b) 基礎地域から積み上げていくと一次定住圏程度は下からの地域の積み上げで地域が構成されるが、二次定住圏となると、同一圏内の定住区が必ずしも二次定住圏の中心地とはならない場合もある。

(c) 地域分析からすると、どうしても上記圏域に入らなくてはならない地域外の領域が生じてくる(例、小田町、日吉村、中山町)。

(2) 計画目標

基本計画における計画目標は次の二つに大別される。

1) ブロック(下位地域のこと)別の計画目標例えば、ブロック別人口、所得、土地利用、土地資源量、水資源量、農家類型等計画目標に係る構想。

* 本地域ではこの構成をほぼ計画地域構成とみなしてもよい結論が得られたのでその結果は次節にて述べる。

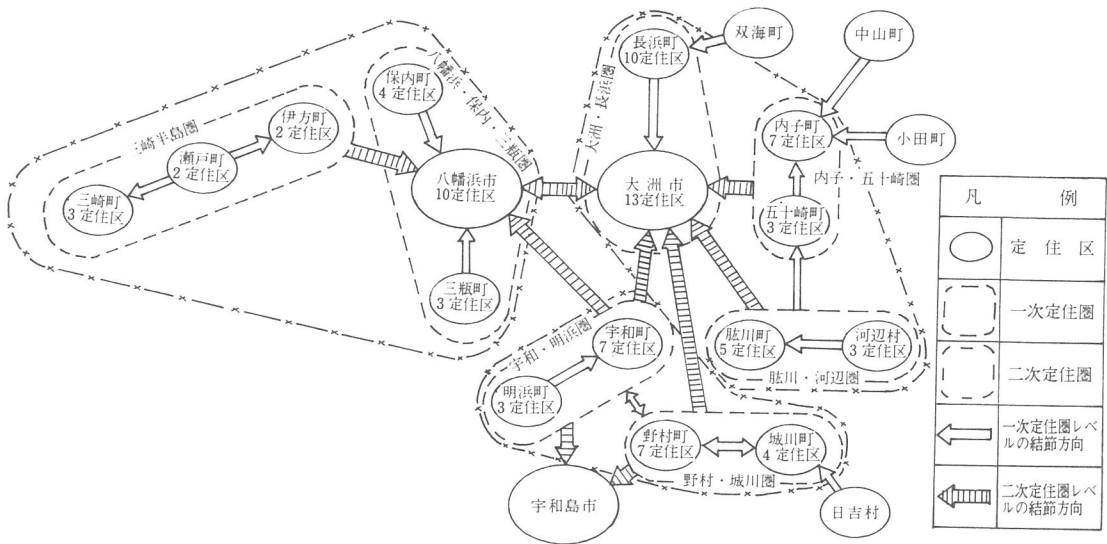


図5 計画定住圏体系概念図

2) ブロック間の計画目標例えば地域内交通体系とか水利体系の計画目標に係る構想。

通常の計画目標としての設定されるものは1) についてであるが、2) についてはこの種の計画でとかく忘れられ勝ちである。またその表示方法も定まっていない。本調査事例では図的に表示した。

更にこれらの目標を総合して、一つの構想とするとき、地域計画構想はできる限り全体として把え、かつ、全体的なバランスのとれた分かり易いものでなくてはならない。そうした意味から、構想を図面表示していくのも大切な計画技術であると考えられる。そこで八幡浜・大洲地域では図6に示す様な構想図の画き方を示した。まだ多く

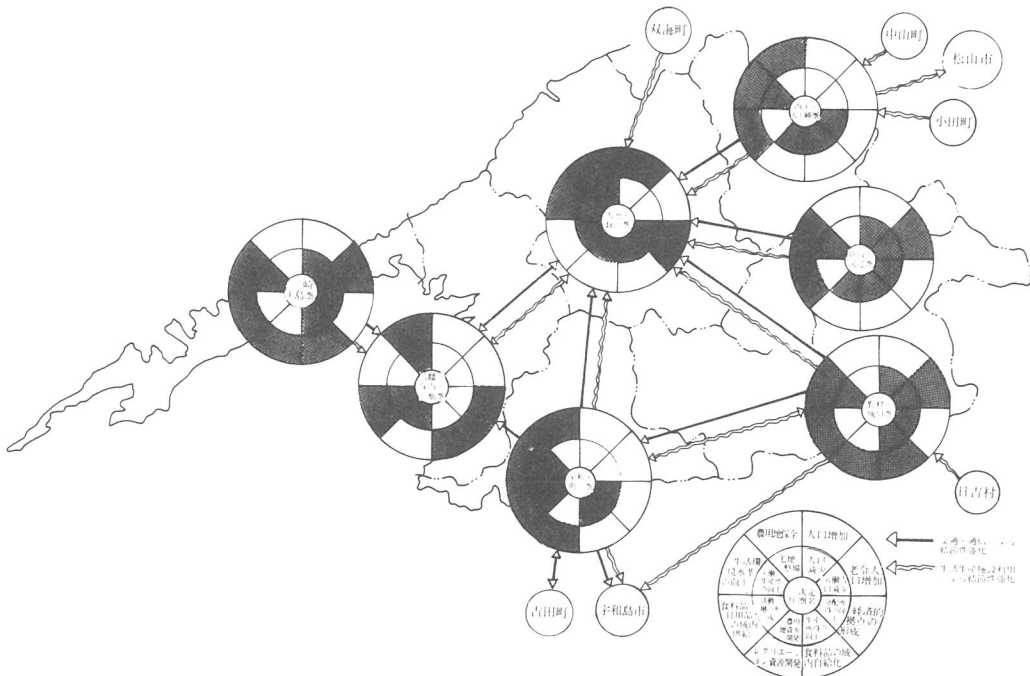


図6 農村定住条件整備計画構想図

の工夫が必要であるが、各ブロック別、ブロック間の計画目標及び計画地域構成が一目で分る様にしたものである。

4.3 実施計画構想

実施計画構想については上述したように具体的地域整備の手段とそれをもたらす方法と二つに分けて書くこととなる。その場合、地域整備計画は基本計画の部門別構想と整合性のとれた計画とすることが必要となる。

八幡浜・大洲地域では前述したように総合計画構想に重点をおいたため、部門計画構想を組合せて立案した。

5. 問題点と今後の課題

農村定住条件検討調査に参画しながら、定住構想を含め広域計画レベル地域計画構想のあり方を考えつつ、その考え方的一端をここにとりまとめた。まだ基本計画を作成する段階に至っていないので十分なことはいえないが、地域計画構想の考え方についてやや新しいイメージがまとまりつつあると思う。そこで最後にこれに関連するいくつかの問題点を摘記して農村計画との関係性などに触れておくこととしたい。

(1) 地域条件（定住条件）の内容

本報では地域条件の相互関係性、内容について述べたが、こうした人間の定住という根本に係る諸条件の係り合い方にもっと哲学的な論証が必要である。また、地域条件データに関しては地域内農産物等の流通、水資源関連^{*}、情報関係のデータが非常に不備であることを痛感した。

(2) 地域構成の分析手法

地域構成の析出の方法について一応の手順が確立できたが、まだ指標の抽出、分析方法等がまだまだ不十分である。今後分析技術的（図化方法、主成分分析等）の研究を重ねる必要がある。

(3) 計画目標

計画目標の内容のあり方について、一つの提案をした。しかしまだ計画目標の図的表示法を含め、今後試行錯誤を繰り返えし、より論理的計画目標のあり方を

検討することが必要である。

(4) 部門計画の手法

部門計画のあり方について十分考察しなかったが、今後に残された大きな研究課題である。

(5) 地域整備計画構想については各種事業を列記しても余り意味がない。どのような整備事業を段階計画と合せて構想するかが大切である。

(6) 地域計画手法システム

地域計画構想づくりの中で特に地域診断手法にやや方向性を見出してきたところから、ようやく地域計画手法全体のシステム論的体系が見え始めてきたといえる。海外ではCAD (Computer Aided Design)⁶⁾ システムが計画論のために確立されつつある現状から、わが国でもこうした手法をこの種広域計画にも積極的に導入することも大切である。

(7) 住民の意向

本調査ではまず地域計画構想づくりの手法に焦点をおいたため住民の意向の吸収は十分の検討はなされていない。この種広域計画の住民の意向のとり方は難しい。今後に残された大きな課題である。

(8) 農業調査の方法とデータ

本調査では国土庁の「農村地域整備状況調査」の磁気テープが非常に有用であった。今後この種のデータ集積は特に望まれる。しかしこのデータも市街化区域内データが欠除しているとか、農業生産関係データ、工業統計、商業統計等が含まれていないとか、まだ地域計画構想用データとしては不備である。一方で国土情報に関するマクロなメッシュデータが集積されつつあるが、この種メッシュデータは農業集落調査のようなデータ単位の主体が欠けているところから地域計画データとして決定的に欠陥データ（人間不在のデータ）である。

(9) 農村計画との関係性

上述した地域計画構想論の中には農村計画（ここでは市町村レベルの計画）との関係性は特に論じなかった。しかし、上述した様な型で地域計画構想が下からの積み上げた形でまとめられておけば、計画地域内の

* 水資源データについてはデータが必ずしも不足ということではない。こうした広域計画の一部門として分析していく上でのデータとしてその整理の仕方を検討する必要がある。

各農村にあってはその中の農業集落に至るまで同構想の中で全地域との関係性が述べられているので策定された地域計画構想を農村計画として受け止めることが極めて容易である。

従って上述した地域構成の分析は単に地域全体の位置づけを検討したことに留まらず、上位計画と下位計画との相互関係性を充実する意味で有意義なことと考えられる。

またここに述べた手法は農村計画手法の中でも主として non-physical plan の手法として十分活用し得るものである。そして、その中で地区分級（農業集落分級）論の位置付け（土地分級論と農村計画論の関係性）もやや明確になってきたと思われる。

あ と が き

本農村定住条件検討調査は筆者に地域計画論を再検討する機会を与えてくれた。幸い国土庁、愛媛県、関係市町村、団体等の協力、更に清家璋委員長、石川康二、佐藤晃一愛媛大学両教授を始めとする委員会、作業部会の委

員各位の御熱心な討論により一応の成果として農村定住条件検討調査をまとめることができた。本報はそうした方々の御協力の賜と深謝する次第である。

また同報告のまとめに当り、同作業の実質的業務の委託を受け、同報告作成に特別な協力をいただいた内外エンジニアリングの技術部各位にも併せて感謝する次第である。

なお本報告は、第14回農村計画研究集会資料に掲載した論文を加筆、修正したものである。

参 考 文 献

- 1) 横山光雄：地方計画，建築学大系 26（都市計画）（1964.3）
- 2) 国土計画協会：地域計画要覧（1965.11）
- 3) 八十島義之助編：土木総合計画論（1975.1）
- 4) 農業土木学会：農村計画の手引（1975.9）
- 5) 吉川和広：地域計画の手順と手法（1978.12）
- 6) Richard S.Baxter：Computer and Statistical Technics for Planners, 336p（1976）

地方定住圏の整備に関する覚えがき

—一般的な見方として—

伊 藤 滋*

Proposals Regarding The Establishment of Rural Settlement Regions

Shigeru ITO*

目 次

1. 人口減少と圏域計画
2. 世代交替と兼業化
3. 新しい職業について
4. 中心都市の役割
5. 新しい環境技術の展開
むすび

Contents

1. Population Decrease and Regional Plan
2. Generation Shift and Tendency towards Plural
Jobs
3. New Jobs
4. Roles of Central Cities
5. Developments of New Environment Technologies
Conclusion

Abstract

The objective of the establishment of rural settlement regions is to provide in rural districts stable working places and calm living places.

This paper has investigated several important points to be considered in setting up the plan of rural settlement regions, based on the premise that purposes and/or motives of the people moving to rural districts differ by generations. Accordingly, the intended frameworks of rural settlement regions need to be diversified.

Main points investigated are:

- (i) Relation of generation shift and farming, under the situation of decreasing population
- (ii) Possibility of job developments for younger generations
- (iii) Roles of central cities in rural settlement zones
- (iv) Possibility of developments of environment technologies appropriate for thinly populated districts

The thing which must be most seriously considered in setting up the plan of rural settlement regions and in its execution, is how to continuously support extremely thinly populated farming villages or mountainous villages. And also, the tradition of succeeding the family by the eldest son is one of the key elements for the stability of rural social structure, in spite of the rapid urbanization of rural society.

* 東京大学工学部, Faculty of Engineering, The University of Tokyo

地方定住圏の整備に関する一考察

— 一般的な見方として —

伊藤 滋

定住という言葉は、最近では都市計画よりも農村環境整備の面で、活発に議論されているように思われる。しかしいろいろの見解があるにせよ、その共通する目標は安定した就業の場と、落ち着いた生活の場を、地方により多く創りだしてゆくというところにある。

ところが、ここに語られる就業と生活の場は、性別や世代によって大変その内容は異なったものになってくる。地方に移り住もうとする若者にとって、職業とは多様な選択が可能であるものであって欲しいし、またそこに閉じこもって生活をするだけでなく、地区・地域間で活発な人と人の交流が見出されることを求めてくるであろう。反面、高年齢層の人々にとっては、職業の多様性よりも、むしろその生活圏のなかでつちかわれてきた地域文化の価値が全国的にみても高い評価を受けているときに、そこに住みたいという強い衝動にかられるのかもしれない。

このように人口をより地方に分散させ定着させるといっても、そこに実際に移り住む人々の意図や動機によって、地方定住圏（あるいは地方定住区）の実態には大きな幅があることは当然のことである。

ここでは、このような圏域の将来の多様性を前提において、いくつかの圏域計画上の話題を提供してみたいと考える。

1. 人口減少と圏域計画

しばしば、圏域の将来像をえがく際、どこにおいても、活発な若手労働力をそこにひきこみ、結果として子供の出生数の多い、若年型人口構成を念頭においた人口増加を想定することが多い。しかしこのような計画を本当にすべての人々が確信しているかという点になると、大変あやふやな答えがはねかえってくる。人口増加がなければ各種の経済的、施設的需求を算出できず、したがってその需要に応える公的私的な地域社会要素の供給量が捻出できないという、全く計算技術上の問題がそこに存在しているのは当然である。しかしそのような計算上の問

題に大きく支配されて人口増加を正当化しようとするれば、誰もが実際にはそう思っていない、“着衣をつけない裸の王様”を、家来がすばらしい衣裳を身につけていると知っているのと同じように、愚かな計画を次々と造りだしてしまう危険性がある。

そこで人口は増加しなくても、また平均年齢は高年齢化しても、都市計画や農村計画は必要であるという観点から、定住圏の整備を考えてゆくことをここでまず強調してみたい。

すなわち、ある地域社会に住む人々がより高い満足感を得て生活してゆける“てだて”を提示することが地域社会の計画の本質的な内容であることを考えれば、若い世代の人口が流出し続けていっても、年寄りが病気にに対して安心でき、年寄りにふさわしい働き口が確保され、余り気苦労の多くない地域社会形成に必要な、公的・私的な支えを見出してゆくことも又立派な計画であるといえよう。たとえば、山間部にある種々の末端集落の人口が急速に減少する時期をみはからって、あらかじめ周到に作成されておいたそれら老人夫婦を平場部分に収容する集落移転計画をはっきりと表にうちだすとか、市街地人口や世帯の減少に対応して、それまで未整備とされていた歩行者専用道や公園を充実して、のんびりと安全に歩ける街造りをするといった考え方が、思いつくままにあげられる。

人口が減少すれば地域整備の公共事業量も減ってゆくと短絡的に考えることがおきがちであるが、必ずしもそうではない。むしろそのような地域では、そこに定着している人々が安定して暮らせる仕事の口を、公共側が意図的に造りだしてゆくという、一種の社会福祉的性格の事業を産業開発・地域開発の名のもとに展開してゆくことも必要となろう。

これまで市街地や農村集落における物的空間の開発整備では、それによって若年層の新しい雇用源を拡大したり、そこにおける各種産業の生産量を増大させるという見地が重要な位置をしめていた。しかしもし或る農村地

域の中小の商店街が、圏域の中心商店街の拡大によって客を奪われ衰退をしてゆくという状況に直面したとき、その中心商店街と対抗しようとして店舗の拡大や新しい設備の導入をはかっても、その目標が圏域内の固定した商圏人口の奪い合いに終始するかぎり失敗におわることが多い。むしろそのような同一平面上での競争を考えるよりも、その集落の居住性の向上に資する種々の施策、たとえば集落を通過する旧街道筋はより歩道部分を拡大し自動車の通行を制限するとか、道路ばたを流れる水路を復活するとか、古い街並みを積極的に保存するといった手段をこうじて、たとえ或程度通勤距離が長くなっても、そこに住むこと自体が個々の住民の人生上で意義のあることであり、またそのような集落環境を形成すること自体が社会的に有用な存在価値であるといった施策を展開することを考えたらどうであろうか。

いうならばその地域の社会的安定性を確保するための新しい意味での社会福祉的或いは環境保全の公共投資は人口減少が著しい地域であればあるほど必要になってくるともいえる。そしてこのような領域への公共投資は建設省が所管する大規模または都市的事業よりも、農林水産省のように細いところ迄配慮する（もしかすれば配慮しすぎたきらいもあるが）公共投資や助成策のほうが適合しているといえよう。このような面からも農林水産省の資金投入はこれ迄の農業生産面への傾斜から方向を転換して、農山漁村省といった観点で、環境整備に目をむければ、国土のよりよき環境形成の面でまだまだなすべきことはいくらかでも考えられる。すなわちそこでは縦割りの所管官庁と異り、農業生産から社会福祉、雇用の創出、物的空間の改善、文化・教育の振興、地場産業の育成等幅広い行政を一体として展開せよという社会的要請がきわめて強いと考えるからである。

2. 世代交替と兼業化

しかしながら一般的には最近農村部において人口減少が底を打ち、わずかではあるが増加のきざしが生れてきたといわれる。この状況がどのような理由で生じてきたかをすこし考えてみたい。工場が進出してこない、大都市から遠くはなれた農山村部においても、このような傾向がみられるとすれば、それは依然として、“家”を維持してゆくために、故郷へ出稼ぎから帰るといった伝統的な慣習

が存在しているからではないかと思う。

すなわち昭和30年代初期に農村にはまだ確たる職場がないために、中学校を卒業した若者は次々と東京、大阪といった大都市の工場や事務所に就職していった。その頃農家をきりまわしていた彼等の両親は、彼等の年代から類推すれば40才前後であったにちがいない。それから20年以上の時間が現在迄経過しており、当時40才の働き盛りの父親、母親は60才を越えている筈である。また15才で家を離れた若者は35才から40才の壮年になっており、家庭をかまえていれば、1人や2人の子供もいる筈である。

その頃就職のために、両親が長男までも家から出していたとすれば、60才を越えた年令で考えることは、子供を呼びもどし、農家の資産の跡をつがせることであろう。仮りに長男がくいをはなれないでおり、家をつぐ体勢にあったとしても、資産の相続の方法によっては、次男や三男に故郷へ戻ることをすすめる場合も生じよう。

しかし、両親がこのように考えたとしても、帰るべき農村が彼等が家を離れた昭和30年頃のように、まずしく都市的な匂いもなく、就職の機会も絶対的にないといった状況であれば、これ等の子供達も帰郷の意図は全くもたなかったに相違ない。

ところが、現在の状況はそうではない。かつての農村がいまでも農村と呼ばれるのは、絶対的な立場でそう呼ばれるのではなく相対的な意味においてである。農家は都会の勤労者よりも豊かになったといえるし、その生活は都会の生活とほとんど変わらない豊かな農村が数多く出現してきた。就業の機会もすくないとはいえ、それは自らの要求する就職の水準にてらして不満であるという場合がすくなくない。

他方都会のこれからの生活が農村に較べてより望ましいかという展望はあまり確証があるものではない。40才の峠に立てば、それからあとの人生、それも大都会に埋没した人生については、資産形成の点でも、地位や社会的存在価値の点でも、或いは子供の教育の点でも悲観的に考えざるを得ない場合がすくなくない。“確かに20代から30才の始めにかけての都会の生活は若いエネルギーを発散する点で有意義であった。しかしこれからもこのまま若さの延長というだけで大都会に居をかまえるのは果して正当な人生の選択であろうか”と考え悩む人々が多

いことは確かであろう。

こう考えてみると、農家の老人が、安定した農業経営と豊かな相続資産を背景に、このように思いなやむ子供家族を呼びよせ、家をつがせるということは、或る意味では理想的な農村社会の世代交替であるといえよう。

すなわち、農村社会が安定して世代を交替させてゆく方法は、常に、家をつぐ子供がその農村地域に両親と共に住み、かつ農業で働いていることしかないと考えなくてもよいということである。若い時期一時的に地域外に移住し、ある年令に達したときに戻ってくるという、より地域的にみて開かれた考え方でその世代交替をうながしてゆくことがあってよい。この場合にはその農村地域社会の人口構成は20代から30代にかけての部分で通常の平均的な人口構成の場合よりも欠けてくることになり、反面10代以下と40代以上がふくらむようになる。このような人口構成は一見不安定のようにみえるかもしれないが、上述のような地域間の社会移動を念頭におけば、地域が社会的に封鎖されているような将来像をえがくよりもより安定し望ましい姿であるといえよう。

もちろん、このような世代交替がすべての農村や山村で円滑に行われるとは限らない。

たとえ、いかに道路網が発達して交通の便が良くなったといっても、山奥の末端集落に定着しようとして、東京や大阪から家をつぎに帰ってくるということは想像しがたい。やはり地域の中心となる小都市から車で1時間以内のところに分布する、平場の農村集落や、山地からの谷が平地に出合うところに展開する集落に戻るといった場合に上のような話しは成立するのであろう。このような集落であれば、集落自体が最小の日常生活に便利な商店や医院をそなえているであろうし、又それらの施設がなくても手近にそのような集落を数多く選択し、利用できる可能性がでてくる。

もし世代交替が山村の末端集落で行われないとすれば、その結果は目に見えてくる。多分そこに残留する老夫婦は体がうごかなくなる迄（或いは体がうごかなくなっても）そこに留まり、彼等がこの世を去ってゆくにつれて次第に集落維持が不可能になり、或る時期に一度にこれらの集落のかんりの量が消失してゆくことになろう。

3. 新しい職業について

就業の機会が少いといってもそれは過去に比べれば相対的であるといったが、しかし相対的であっても就業の可能性がなければ、若い世代は故郷に戻れない。それならばこれからの就業とは如何なる内容を持つものであろうか。

すでに大部分の農村社会は兼業化によって、その農家の生活基盤が確立されている。それは農業を片手間にしながら役場で働き、農協に勤め、商店を経営する等の形態をとる。卒直にいつて農業経営は若者が一生懸命一日働かなくても、それが水田を主体とするものであれば老人でも日本の耕地の平均規模であれば充分やってゆけるようになってきている。そう考えると、若い世帯を地元と呼びよせることは、老人世帯にとって必ずしも農業労働力の全面的な肩代りを意味するものではない。

それはあくまで家がその地域に根を張りつづけてゆくことを期待するからであろう。そう考えると、農村部に居をかまえたとしても、その職業は農業あるいは農業に依存する必要はない。場合によっては、農業経営によって必要な生活費の大部分をまかなえるのであれば、それ以外に兼業として選ぶ職業は、金銭的実益はすくなくとも、地域に奉仕するとか、自分のこうしたいという気持を満足するものであってよいであろう。つまり、農業を従とし、工場や役場・会社に通勤することを主とするという、一定形式の兼業状況だけで就業の機会を考えなくても良いということになる。

最近、自由業としてひとまとめにされる内容も多様化してきたし、建設業もそこに、設計管理・部材提供・インテリアやエクステリアの設計といった仕事が必要のものとしてつけ加わってきた。飲食店業にも単に第3次産業の一部門として考えるだけでなく、情報の交換・創造という会議的機能が考えられるようになってきた。

このような状況を種々の条件をきりすてて思いきって整理してみると次のようになる。

農村を主体とする定住圏域で就業の機会を増やそうとした場合、まず2次産業の立地をもとめる。しかしこの場合でも、工場団地に典型的な中堅企業を誘致することをすべての地域で期待できないことは前に述べたとおりである。それならば第3次産業はどうであろうか。この

場合、小売業についてはその地域の一定の商圈に成立する店の数はおのずから限られてくるから、その地域の総分配所得が順調に増加している場合をのぞき、ある段階で、店と店の間で競合関係が生じ社会的な摩擦をひきおこすであろう。また小売業の繁営は、現在の我国の流通機構が革命的に変わらない限り、流通経費や設備投資・仕上加工費を増加させ、流通機構全体に寄生する就業者を増やすことになり、一般には高い品物を買わされる傾向が生じ、必ずしも良いことではない。

これに対して、最近の社会状況は、物質的には無形の情報の交換や創造に価値を認め、それによって成立つ職業を次第に認知するようになってきた。弁護士、税理士、コピーライター、デザイナー等はその典形ともいえるものであろう。もちろんこれ等の職種の成立は都市の規模が大きくなり、各種の都市機能が集積をしているところで成立しやすいものであるが、地方都市においても一定の需要はこれらの職種に対して存在する。またこれ等の職種は私達の所得が向上すればする程増加するものである。更に留意したいことは、このような職種は一般的に投下資本が少なくても開業できるものであるし、またその規模は通常零細である。またその職業自体の社会的評価が高い場合には、その職業から実際に手にする給料や所得がすくなくとも、一向気にしないという傾向もみられる。造園業や美容院の徒弟的修業に従事している若者はこの例である。あるいは学校や役所につとめている建築士が勤務時間外にアルバイトで設計の仕事をするのも、良い作品をつくりたいという動機が主で、必ずしも高い報酬を期待しているとは限らない。

情報に価値を見出す傾向が広まってくると、このような典型的な自由業の職種の他に、書店や喫茶店・みやげ物店の経営もこれ迄とは異なった社会的評価を得ることができる。つまり、書店はその売るべき書籍を店主が選択することによって、喫茶店もそこで皆が楽しく会話ができる雰囲気を経営者がつくることによって、みやげ物店は、そこに本当の地場の工芸品をならべることによって、利用客に経営者が選択しつくりあげた情報の一部を交換価値として、品物に附加させているといえる。このような意味で、喫茶店の「オヤジさん」はもはや昔のように水商売視されなくなり、若者のよき課外教師としての社会的評価を得るようになるかもしれない。

4. 中心都市の役割

以上いわゆる第4次産業について、るるのべてきたがこのことはつまとところ、その圏域の中心都市をより活発な都市にするための制度的・金銭的援助を公共側がしばらくつづけざるをえないこと、そしてそのことがひるがえって周辺農村部の雇用機会の創造と社会的安定につながるということにつくる。

それならば、新しい雇用源はこのような現在時点ではややもすると「きわもの」な職業にしか期待されないかという点も必ずしもそれだけではない。最近では小都市といえどもそこにおける多様な都市更新活動は公私両面にわたって拡大してきている。例えばかつては農村集落やこのような市街地では考えられなかった、コンクリート2階建の独立住宅が数多く建築されるようになったし、工場やショッピングセンターの建設においてもその建築物の外部環境をより美しくするために植栽・舗装等にかなりの金額が投じられている。また小規模といえどもそこに立地するオフィスビルの取りこわし建てかえも、絶対的耐用年限よりも社会的耐用年限によって決められるため、小都市においても珍しくない。すなわちこのような絶えざる都市更新活動にかかわる職業は建設業を軸にしてかなり幅広い関連職業の需要をひきおこす。そしてその更新活動の規模が小さく活動点の数が多くなればなるほど、その零細性と多様性のゆえに地元企業に恰好の仕事の場になると思われる。いうならばきめの細かいしかも非規則的で、かついろいろな場所で都市の物的空間の質を充実してゆく都市計画的農村計画的戦略自体が新しい産業たりうるということである。この点からみれば、この戦略を民間に波及させる作用をもつ、種々の地方条例、特に市街地の景観をよりよくするために看板や商店の外壁の形態の統一をはかったり、地区ごとに道路位置指定を計画的に前もって定めておくといった新しい観点にたった「街づくり条例」もこのような戦略を補強してゆく有効な手段になるのであろう。公的セクターの面でも建設業と情報産業に結びつく、新しい雇用創出の領域はいくつか考えられる。

5. 新しい環境技術の展開

次に、農村集落整備においては、農村型の生活技術の開

発を省エネルギーあるいはこれ迄眠っていたエネルギー資源利用の観点から進めてゆくことも重要である。農村生活が都市化することは、単にこれ迄のように家庭用電気製品の普及や自動車の大衆化の範囲をこえて、生活全般におよんでくる。たとえば最近よく耳にすることは、農村でも児童公園が欲しいとか、下水道が欲しいといった声である。下水道についていうならば、人口密度が希薄で家屋がひろい地域に散在している農村では、都市型のポンプアップを前提とする下水道は建設費用や維持管理の面から不適当であることは明らかである。そこには農村に適した下水道システムが開発されなければならない。そのひとつの例として数年前に考えられたものを以下簡単に紹介してみる。

それは各戸ごとに小さなモーターのついた汚物溜りを地下に埋設し、それらを塩化ビニール管なり肉薄の鋼管を材料とするパイプで接続し、この配管網を雑木林で覆われた丘陵地のふもとにもうけられた一次処理地までみちびき、そこで機械的処理で固形状汚物をとり除く。この際、パイプを通しての汚物の移動は、各戸にもうけられたモーターによる低圧の圧送力によって行われる。

この第一次処理地で濃縮された汚水はその後、丘陵地上にもうけられた第二次処理地まで圧送される。この第二次処理地はこの汚水を土壌を通して地下に自然浸透させる装置である。

このシステムは各戸当り、都市型下水道の2/3から1/2の費用で建設が可能である。但し、各処理地の面積は各戸当りに換算すれば都市下水の数倍の面積を必要とする。農村でなければこのような広い処理場を建設することが不可能であるところに、このシステムの特徴がある。またこれからの石油不足時代に対処するために考えられている、太陽熱利用の温水供給施設や風力利

用の小規模家庭用発電施設といった、新技術の普及も、それらを容易に設置し相互に干渉しあわないだけの十分な土地をそなえている農村地域こそが最適の場所となってくるかもしれない。そしてこのような施設は小規模で数多く供給されなければならないところに、家庭用電化製品の普及と似た性格があり、また民間企業の新しいマーケット形成の点で大変魅力のあるところであろう。農協の膨大な資金量と組み合わせれば、これによって、これら各種施設の建設、アフターサービスにかかわる商売が活性化する可能性は都市域よりも高いといえよう。

む す び

以上、農村地域を主体にした定住圏整備について、幾つかの最近の心覚えをかきならべてみた。農山村地域におもむき、その行政担当の人、地域社会のリーダーにあって話をするたびに、そこで常にきかされることは、就業の場所をどのようにして創りだせるのかということである。ある人々は米代金を犠牲にしても、地元にかえる若者に雇用機会をつくってあげたいとさえいっていた。このことは大変興味のあることである。すなわち、かりにそこに投入され消費される資金量が等しいとしたとき限定的で固定した住民がより豊かになる農業政策よりも、より新しい世代も受入れた流動性のある住民がたとえ所得水準は下ったとしても社会的意義のある仕事を持つ農村政策をえらぶということを意味するからである。

豊かな平場農村をより豊かにする農村計画もさることながら、崩壊の危険に進むより過疎地の農山村社会を、就業と生きがいの創造と発見を目標にした農村計画で支えてゆくことこそが、定住圏計画とその事業化の最も大切な視点であろう。

定住構想と農村計画

山名：（地域社会計画センター）〔コメント〕フィールドが特定化されていないが、農村定住圏整備について国土庁からの委託により調査を行なった。定住をどう考えるか、定住をどういうふうにとらえていくか。特にその指標についての survey と事例を集め検討を行っている。先ず第一に圏域論についての内外の諸論文を調査したが、そのほとんどが同心円の圏域論であった。ここでも圏域とは何かをまとめることを試みた。調査地域として松本盆地をとらえその中の生活構造と意識構造の2つについて調べた。この調査でわかったことは、北村先生の指摘されたように同心円的な圏域の広がりには示していないことである。地域の相互補完的分布は松本中心では必ずしもないことが意識構造として存在している。

次に農村定住条件について地域の資源管理の面から広がりを考えてみた。たとえば野菜の地域流通、廃棄物処理及び循環等の面から農村的地域の例について考察し、また水及び森林資源の保全管理についても調査した。下流側の水利用と上流側のダム地点での対立があり、立場が背反であり、定住の広がりの中から、その条件をさぐってみると、都市サイドと農村サイドとが一体的にものを考えていないことがわかった。これまで5つの地区の報告があったが、定住の概念規定がむつかしいので、コメントというほどのものは上げられないが、例えば佐々木先生のは都市的視点からの都市と農村の哲学であり、北村先生のお話で方法論的問題に対しての指針がえられ、富田先生の2つの phase のくい違いを示されたのは大変興味があった。

最後に、こういう問題で農村と都市とが、具体的にどうあるべきかということで一つのテーブルにのったことは大変喜ばしいことである。

司会：（東工大青木）5人の報告をきいたが、同じ調査をやった成果にそれぞれ違いがあり、各々がその特意とするところでまとめられている。そこにそのテーマのむずかしさがあるといえよう。最初に5人の先生に補足的な説明があったらお願いします。

佐々木：定住構想について考える指標として『住みや

すさ』と『住み良さ』の違いについて考えてみる必要があるのではないか。住みやすさとは都市的機能にウェイトがあるが、それは商業的立地条件が支配的である。この商業立地の論理と生活の論理の矛盾解決が地域問題の基本的課題ではないか。こっぴう2つの見方を地域計画の基本にすえて考える、啓蒙をはかるそういう意味の開発が必要ではないだろうか。

富田：北村、浦先生の話は定住圏の圏域整備計画にウェイトがあるのでないか。私の考えている定住圏構想には、圏域キャラクター計画が先立って必要ではないか。現在の地域計画には主体として上位計画と住民との対話があるが、計画の重点は過疎化への歯止めになっているか、過疎はいけなないことなのだろうか。ただ単に開発の末端の住民の声をきくだけがいい計画とばかりはいえないのであって、国土利用の将来を考えて計画すべきでないか。こういう論旨については別記私の論文に述べてあるので、参考にして頂きたい。

北村：皆さんの話を総合してポイントになる問題だけをとり上げたい。まず農村地域空間には、ベースに農業があつてはじめて有機的空間となりうるのである。また富田先生のご指摘のキャラクター計画は私の報告の中の計画構想のところ、圏域設定、キャラクター構想なるものを位置づけてある。また浦先生が定住圏と定住区との間に市町村をいれたことには賛成であり、私も一次、二次、三次定住圏のよりに中間段階をいれた。その圏域の広がり、同心円的な圏域でなく、違った方向に圏域が広がっている場合があることを申し述べたい。

伊藤：広域市町村計画というものは実務的であり、役所が作るものであるが、定住圏構想というものは、もっとこういうものがほしいというように、われわれがロマンチックにやってもいいのではないか。

司会：以上で補足説明を終り質問に入る。質問（東大院生後藤→佐々木先生）：地域のアイデンティティを尊重することは重要なことですが、数量化しがたいソフト的なものが存在するが、計画の段階で実際にそれらを生かしていくには困難があると思うのですが、新しい農村計画に対

する展望をおきかせ下さい。

佐々木：まだ具体的には検討していないので、答えにならないかと思うが、地域のアイデンティ等質性は数量化できないが、少くとも地域のイメージをつくっていくのには効果があり、それをチェックしながら、具体化詳細化して計画作りの中で生かしていくべきであろう。

後藤：佐々木先生と結局同じ考えではあるが圏域設定には地方自治とか中央批判権との連けいをも考えて行くべきでないかと思う。

司会：質問（明治大学藤沢→伊藤先生）：地域独自の文化権威の確立は何故、どの程度必要なのですか。

伊藤：地域独自の文化を育てていく中で、うるおいのある社会をつくり出すことは、中年以上の人にとっては必要である。地域に文化がないともとがなく、そういう意味では大学というものが必要なのではないか。

藤沢：思いつきであるが都市と農村と合体させた姉妹都村というものについて考えているので質問をしたのです。

司会：今日参集された人は農業土木、建築とかハード関係の人が多い。定住圏については文化的な問題などソフトな面が多い。ソフトな面がかけているところに問題があるかと思われる。住民の同意、参加について質問がきているが、これについては後ほど各先生方にお話しをして頂くことにする。

広田：各報告者で定住圏の範囲が異なっている。まず定住圏とは何か、生活圏とどう違うのか、を議論する必要があるはしないか。次に定住圏計画における行政と住民の役割分担はどうなのか、がテーマになろう。

司会：定住圏とは何かをテーマに議論を進めたい。

笹野：定住圏構想の前提条件である国家目標との結びつきはどうか、定住条件を満すには国家レベルの目標や制度などの枠組み修正の対案が必要だし、農業の国際分業とか、地域分担の問題も避けて通ることができない。

司会：定住圏の事業と国土計画との関連を忘れがちである。国土庁伊藤課長に、フランクな答えを頂きたい。

伊藤：去る各県企画部長会議で「三全総計画を実行するには、現在の行財政政策、ことに予算配分の在り方や地方税制などを改めなければ、その計画について何を言っても無意味である」と言う議論があった。そこで事務次官は、「制度と計画はニワトリとタマゴの関係のようなもので、現行制度を改めない限り計画ができないもの

でもない。良い計画ができればそれを実現するために、どのような行財政制度に改めればよいかの問題提起はできるはずである」と言った。定住圏計画の内容は「ニワトリとタマゴ論」のようなところもある。

司会：広範囲な問題で、大きな課題であるという指摘にとどめておき、定住圏とは何かに移りたい。

有田：各報告は圏域の実態をどのように認識するのか、また認識された圏域のいかなるレベルの計画が可能なかを質問します。

佐々木：圏域には、機能を媒介する連がりの範囲・圏構造と、文化圏の二つがある。文化圏は、文化の等質性により地域内で一つの圏域性をもちながら他とは区別される圏域のことである。この圏構造と文化圏とが重なってくれば、それは暮らしの意味での圏域ということができる。このような意味で栗原地域は一つの圏域として成立している。圏域を決定するものは後者である。

富田：人間の生活とイレモノ空間とを人為的な生活システムで結ぶかたちで定住圏が存在する。報告で「イレモノ空間と圏内生活構造がきれいに整合したものが定住圏」と定義したが、きれいな整合性を問題にするのが効率の高いフィジカル・プランニングである。

浦：益田市ぐらいの地方的な人口集積のあるところを中心とする行政的な整備を考える場合、ここで言う圏域は適正なものだと思う。しかし環境とか農業計画とか、部門によって異なり、なお検討が必要である。

北村：定住圏圏域はあるものと割切って考えている。従来の生活圏でいう段階的な圏域の構成があるが、定住圏もその圏域のある範囲を制度的にも活用できるだろう。地域計画として人間の居住空間のバランスをとっていくという意味での方法論はそう変るものではない。

伊藤：北村氏と同意見で、定住圏は線が引かれて何となく決まっているようなもので、広域市町村圏と同じようなものだ。地理学的圏域で、商圈や通勤圏などの圏域をどう判断するのは学問領域の話である。定住圏とはそこで暮らしを良くするために考えた計画の上にくっついた地域計画である。県計画と市町村計画の中間の定住圏はぼやけているが、むしろ定住圏計画はプロフェッショナルな人が心しておく計画ではないのか。

司会：それぞれに圏域の考え方が述べられた。政策としてできた定住圏を研究者としてどう受け止めるかと

ということ、圏域は単なる施設計画的なものだけではなく暮らしや住民の生きざまの中にもあり、その領域を上から勝手に管理する側の論理や計画する側の論理だけで線を引き出すには問題があるということだ。次に富田氏のキャラクター計画について具体的に説明してほしい。

富田: 圏域キャラクター計画は、プランナーと地域住民の対話によるもので、その手法は「国土の将来像とそこでの地域の役割についてのコンセンサス」である。その国土の将来像も、単に国政レベルで決められるのではなく、歴史的必然性をもったものとして扱っている。それで学問の対象だと考えている。

司会: 先に国土の将来像があって、その中で地域の役割が決められることは、上から管理する論理でコンセンサスが仕組まれる感じがするが。

富田: 国土計画とかみ合うのは圏域キャラクター計画の部分である。国が地域のことに口を出すなというのは次の圏域整備計画の段階のことであり、キャラクター計画にまで口を出すなということではない。

司会: 国と圏域住民との対話は、現実的にはどういうことなのか。

富田: 中国の人民公社は、まさに国土庁が理念的に掲げる意味での定住圏であって、この20年間ひたすらに圏域を拡大してきている。生活のシステム化、大規模化に支えられ、合理的な集団生活構造と圏域との接合は、その発展段階に合せた大きさがようになってきている。

ここでいう住民には町長や議会をも含めている。住民サイドの行政機構が対応していない定住圏はおかしい。もし定住圏という圏域が必要とすれば、現在の市町村や県の存在意義が歴史的になくなるかも知れない。圏域の中で自治機構が確保されないと、その圏域は実体化しない。圏域の行政から住民までをひっくるめて、私は圏域住民と言っている。圏域住民が計画主体だという意味は、ある町（圏域）の町政自治でやればよいということである。自治の中でどういう手法によるかまで立入らず町にまかせる。そうした意味で圏域に対応する行政の必要性について考えている。

司会: 上位計画との整合性を図る能力を地域がいかに持つかということは重要である。その辺を含めて長崎先生から質問が出ている。

長崎: 国土庁の定住圏構想では、地域住民の意向を尊

重しなければならないと書かれているにもかかわらず、実際の計画はこれと関係のないところで作業が進められている。御殿のような〇〇センターや公園を作っても、果して住民が使うことになるのか。上からの押しつけの計画が進む実態をみると、私達は地域住民をどう考え、住民意向をどう取り上げることがいいのか、研究対象とする必要がある。

佐々木氏は地域住民の意識をもっと尊重しなければならないという意味のことを言われた。富田氏は圏域設定計画では圏域住民と国との対話の必要を、圏域キャラクター計画では圏域住民が主体であると言っている。対話を可能にする手法やシステムをどう考えているのか、にふれる必要がある。浦氏は、地域消費者の意向というかたちで扱っている。その意向をどう計画に生かしていくかに余りふれていない。北村氏は、卒直に住民意向を取り上げている。しかし構想づくりの手法に焦点を置いたにしても、住民の意向をどう吸収していくのか、それなくして構想計画があり得るのかの疑問をもった。伊藤氏は、これらの施設計画はまず下位の居住地の小規模なものから進める必要があり、それが定住圏整備の基本だと言っている。これは比較的対話のしやすい小規模なものから積上げていくというように受けとった。

いずれにしても圏域住民・地域住民との対話、コンセンサスを言われるが、どのようにしてやるのか、その考え方、システムの提案がないので、その点を質問する。

佐々木: 私は居住区という言葉を使わず集落＝部落という言葉を使った。東北では自分の村のことを部落と呼ぶ。この部落からはじめるということ述べた。国土庁は「住民の主体性を生かしていこう」と言うが、国家目標と地域の整合性は非常に矛盾がある。一方で地域の主体性を保証しようと言いながら、他方で1,500万人のうち半分は地方で引き受けてくれよという。地域の主体性が何だか解らぬまに、従来のすう勢に従う開発計画が立っていく。そうした中で、一つの提案をしました。地方の末端の自治が回復されないようなところでは、政策的なことが重要になってくる。国が計画を立てるならばその辺にまで踏み込み、フィードバックした上で計画を出してもらいたい。もっと基本的なところから考えた国家目標を出さなければ、おそらく整合性は得られないだろうと、私は悲観的である。

フィジカルな施設計画では、行政のセクト主義を改めてもらいたいけれども期待できない。そこで地域の暮らしを守る運動から始めなければならない。しかも集落から始めることの必然性を持っており、そこに技術が残っており、それを農政が援助する方向で考えていくべきだ。大量生産、大量消費の考えから、域外出荷に集中し、域内の暮らしを守る方向に農政がなく、今までの技術や生活が無くなったのだと思う。そこで地域内に、集落単位の自己完結的な農業というものを考えたのは、地域の自己運動を通して、圏内や圏外との対話が始まってきているからである。地域の自治回復運動から始めないと国家目標との整合性などは得られない。下から盛り上がった地域のコンセンサスづくり、少なくとも農協等の組織がそれを主体的にプロデュースすることから始めなければならない。「末端」という言葉も、最小の区域から始めたら良いのではないかと考えているからである。

富田：砺波圏域の上平村は大変な過疎地であるが、すぐ傍に巨大な森林資源がありながら活用していない。もししないで過疎だから何かやってくれという。そんな住民と国との直接対話なんかあり得ない。媒介項として住民サイドのプランナーが必要である。それはコンサルの専門家でも市町村のプランナーのチームでもよい。地域サイドのプランナーをつくるのが第1である。

もう一つは国土の将来像を踏まえた国のプランをもっているかどうかである。政策的にしか取組まれていない三全総は国の将来像とは思えない。つまり地域工学はあっても国土の将来像をつくる基礎としての国土工学がないので、それをつくるのが我々の仕事である。

浦：地域計画を立てる専門家・地域計画者が必要だと言われた。また地域計画者が計画をつくる場合、基本構想から実施計画まで責任をもてる体制が必要である。その場合、計画費を十分にかけらなければならない。

我々の意向調査は地域指導者の定住意識を知るため、計画に反映させるためにやったのではない。なお、地域振興公社は、設計から実施まで責任の持てる組織を必要とするとして、仮に名付けたもので煮詰っていない。

北村：住民意向としては、実態調査のできないこと、住民が実態について診断を下していること、具体的にどうしたいかということ、に区別して、調査段階に応じて聞くが、方法的には不十分で体系化できていない。計画

領域に応じて聞く対象も異なり、今回のような広域の場合、市町村担当者・各種団体担当者に聞くことで現段階では十分である。市町村の企画室・議会がつくった住民意向吸収のルール・組織を活用すべきであるし、住民参加についてはもっと研究する必要がある。

伊藤：前に広域市町村計画があったが、あの不十分な計画を基本構想とすれば定住圏計画はだめになる。まず、地方自治法の「市町村の基本構想」の見直しが必要。

西口：今回の報告の欠落項目には、地域の人口扶養力の限界の検討、離村者の離村原因の追求がある。定住圏のねらいの一つに過疎対策があり、農村地域と地方都市とを一体化した定住構想を立てる場合に必要である。そのような調査研究を要望したい。

有田：私の質問に対する伊藤、北村氏の返答には不満である。広域市町村圏から定住圏へと変わったのは、単なる言葉の問題ではなく、国土庁の一定の反省の上に行政の転換を目指したものとして、生活のイメージを加えた形で出してきたのではないのか。その点に対する研究者としての反省をもった圏域の捉え方・問題の提起の仕方があったのではないか。

窪谷：この研究会で奇異に感じたのは「我々プランナー」という言葉である。市町村の計画をつくるのは、市町村の行政当局である。私達は、その計画作成に必要な手法・調査方法、計画のインフォメーションを提供するだけである。そうした研究者の立場が重要である。

司会：最後に国土庁菊岡課長補佐の発言を願います。

菊岡：定住圏は生活圏域ということではなくても認めてもよいということで、国土庁に対しての批判はあったが、基本的には認めて頂いたと考えています。若干の感想として、地域計画の専門官が必要ということが言われたし、住民意向の把握で難しい問題があるということです。農村総合整備計画の小さな単位では比較的住民の意向の違いは出てくるが、定住圏の広い圏域では難しいと思うが、試行錯誤しながらやっついていかざるを得ない。

司会：これで会を終りたい。計画というのは答えが一つではなく、無数にあり得るわけで、研究すべきことが沢山残されている。私共、農業土木・建築など技術的なことが多い分野において、農村の生活を考えるところに視点が向いたということはすばらしいと考えております。

(文責・研究委員会)

事務局通信

1) 計画部会誌のバックナンバーの在庫をお知らせします。54年12月現在、4、6、8、10、12、13、14、15、16、17の各号の在庫が若干あります。希望者は事務局へお申込み下さい。1部1,000円です。上記以外の号については在庫がありませんので、青焼き

またはゼロックス製本になります。費用は実費ですが、1部1,400円前後です。

2) 職場、住所等の変更があった方は、至急事務局まで、新職場名、新住所等をお知らせ下さい。

編集後記

定住構想と農村計画についての特集号をようやくお送りすることができました。未成熟な編集体制のために発行が遅れましたことをお詫び申し上げます。

本号では、全国から5地区を調査圏域としてとりあげ、そこでの農村定住条件整備のあり方を検討された5人の先生方にご投稿頂き、各地区での調査・検討を踏えて、定住構想と農村計画について論じて頂きました。

三全総に「定住」が登場して以来、「定住」の議論がかまびすしい。「定住」とは封建制の蘇生か、という水準の意見は流石に聞かれなくなったが、「定住」の言葉

だけが一人歩きしてはいないだろうか。「定住」の中身を組み立てる議論が沸騰することを期待する。

本号がその先駆となり、陸続と議論が湧くならば、編集子の本願成就と言えよう。

人口減少傾向にある農村地域の定住条件——疎住と定住が語呂合わせではなく、実体となるためには、農村計画が果すべき役割は大きい。

会員諸兄はどのようにお考えでしょうか。

(佐藤 記)

研究部会誌「農村計画」投稿規定

1 はじめに*

研究部会誌「農村計画」は、農村計画に関する研究資料、論説等を掲載するもので、全編投稿原稿である。

2 投稿の種類と内容

研究論文、質疑応答、報文、論説等

(1) 研究論文

農村計画に寄与する新しい研究成果で、次の基準に合致した内容のもの。

1) 一編ごとに論文としての体裁を整え、オリジナルティがあり、農村計画に関する学術の進歩向上に貢献するとみなされるもの。

2) 未公刊のものであること。

(2) 報文

農村計画事例、文献紹介、計画作成に参考となる資料等で、独創的ではなくとも農村計画に関連して会員の参考となるもの。

(3) 論説等

農村計画に関する会員の意見が述べられたもの。

(4) 質疑応答

「農村計画」に掲載された研究論文等に関する質疑応答。

3 投稿者

本研究部会員とする。ただし連名の場合は、その内の1名以上が会員であること。

4 投稿の方法

投稿に関しては、次の事項を別記して部会事務局あてに提出する。

① 表題

② 本文枚数

③ 氏名、勤務先、職名（共著者の分も）

④ 連絡先（電話も）

⑤ 別刷希望部数（贈呈部数－30部－以外の希望部数。費用は実費）

5 原稿の書き方

下記の要領は研究論文に対するものであるが、質疑応答、報文、論説等もほぼこれに準ずるものとする。ただし、報文、論説等には欧文アブストラクトは必要としない。

1) 原稿はなるべく500字詰横書き原稿用紙（横25字、縦20行）を用いること（事務局へ申し込むこと）。漢字は当用漢字を、かなづかいは現代かなづかいを、数字はアラビア数字を、それぞれ使用のこと。図、表及び写真は本文中に張ったり、書きこんだりせずに別紙とすること。ただし、その挿入位置を原稿横余白に明示すること。

2) 1回の原稿は、図、表等を含め、500字原稿用紙28枚（組上り7ページ）までとする（図、表及び写真は横7cm×縦5cmの大きさが300字分に相当するものとする）。

この規定枚数を超過したために生ずる印刷費用の増加分は著者の負担とする（実費）。

3) 表題には欧文表題を併記し、著者名には著者が慣用しているローマ字のつづりを入れること。

4) 投稿論文には500語以内の欧文アブストラクトを添えること（タイプライターでダブルスペースに打つこと）。

5) 欧文アブストラクトには、参考のためその邦訳を添えること。

6) 欧文アブストラクトは、邦文原稿（700字以内厳取）を事務局宛送付し、欧文訳を事務局に一任することもできる。ただし、翻訳に要する費用（実費……4,000円程度）は著者の負担とする。

6 投稿原稿の取扱い

部会誌編集委員会においては、原稿を別に定める閲読基準により審査し、これにより処理する。

7 著者校正

著者に初校の校正刷を送り、著者校正をお願いする。

○豊かな未来への開拓に奉仕!



札幌・東京・京都・大津・大阪・広島・福岡・沖縄

㊦ 内外エンジニアリング株式会社

本社：京都市南区久世中久世町2丁目103
〒601 TEL 075-933-5111(代)

水・土・緑...

農業土木コンサルタント
調査、測量、計画、設計業務

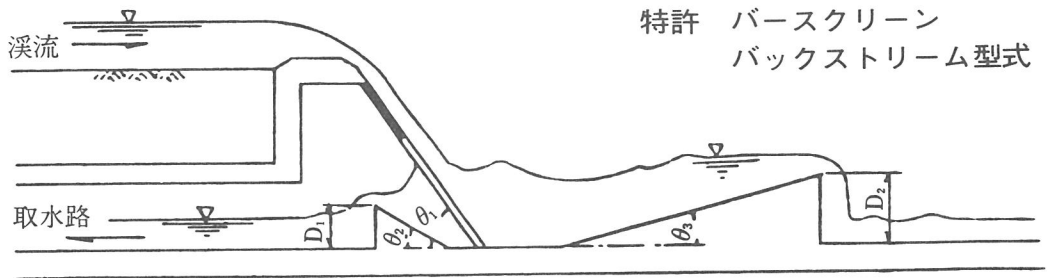


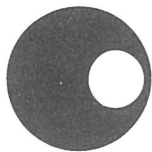
株式会社 葵エンジニアリング

社長 大辻 小太郎

副社長 根岸 俊男

本社	〒460 名古屋市中区松原2-2-33(ファンシーツダビル)	TEL (052) 331-1871(代)
北陸出張所	〒933 高岡市あわら町6丁目32番地	TEL (0766) 25-5541
仙台出張所	〒980 仙台市本町二丁目10-16	TEL (0222) 65-4251
大津出張所	〒520 大津市滋賀里3丁目21-21	TEL (0775) 23-2094





農業土木、農村計画の 建設コンサルタント

調査、測量、計画、設計、施工管理

株式
会社

チェリーコンサルタント

取締役社長 森 正義

本社 〒760 高松市栗林町 3 丁目 7 - 23 ☎0878-34-5111
岡山事務所 〒700 岡山市西石松387 (備前商工ビル 4 階) ☎0862-43-1670

これからの農村の理想像を実現するシンクタンク

農村計画の総合コンサルタント

基本構想, 調査, 計画, 設計

株式 新農村開発センター
会社

取 締 役 社 長	小 川	泰 英	惠
常 務 取 締 役	小 林	英 幸	作 市
取 締 役 営 業 部 長	田 島	幸 賢	市 二
取 締 役 企 画 部 長	原 田	賢 一	夫 寛
取 締 役 開 発 設 計 部 長	武 藤	村 英	一 市
総 務 部 長	岡 村	原 幸	
計 画 部 長	栗 原		
調 査 設 計 部 長 (兼)	田 島		

東京都渋谷区広尾 1 丁目 7-7 (広尾マンション二階)
電 話 03 (409) 2521 (代表)

農業土木のコンサルタント

測量・調査・企画・設計

農村環境整備・地域開発・ほ場整備・畑地かんがい
農道・水路・頭首工・用排水機場・土質調査
地形測量・深淺測量・家屋立木調査・建築設計



北居設計株式会社

本社	滋賀県蒲生郡安土町下豊蒲4580	☎ 074846-2336(代)
大津営業所	大津市におの浜3丁目1-20	☎ 0775-23-2658(代)
長浜営業所	長浜市高田町5-32	☎ 07496-3-2085(代)
大阪営業所	大阪市天王寺区上本町3-3	☎ 06-768-0420
姫路営業所	姫路市北今宿字井の田337の3	☎ 0792-97-4571
岡山営業所	岡山市田中67	☎ 0862-43-6384
宮崎営業所	宮崎市松山町1丁目6-37	☎ 0985-24-5638

モデル農村計画

当社ではモデル農村計画、緑農住区のマスタープラン、地域の開発計画の立案などにつき、その基本構想から計画書の作成、効用の算定まで一貫して作用できる態勢にあり、官公庁関係に幾多の実績を有しております。

太陽コンサルタンツ株式会社

取締役社長 椎名乾治

本社	東京都新宿区四谷3丁目5番地	03(357)6131
札幌出張所	札幌市中央区南7条西2丁目	011(531)2221
九州出張所	大分市大手町3丁目8番6号	0975(34)7283
沖縄出張所	沖縄県那覇市壺川11番地	0988(54)5830

農業土木技術の調査・研究・開発

財団法人日本農業土木総合研究所は、昭和53年7月1日、農業土木事業の各部門における科学技術に関する調査、研究等の業務の実施を目的として設立されました。よろしくお願ひ申し上げます。

財団法人 日本農業土木総合研究所

理事長 小林 国 司

常務理事 藤 井 敬

〒105 東京都港区新橋5丁目34番4号 農業土木会館
TEL (03) 434-3835 (代表)

農業土木・農村計画

上下水道の総合コンサルタント

調査・測量・計画・設計・地質調査・工事監理



若鈴コンサルタント株式会社

誠実 敏速

本 社	名古屋市西区歌里町349番地	TEL <052>501-1361
三重支店	三重県津市広明町345-1	TEL <0592>26-4101
関西支店	京都市中京区麩屋町通丸太町下ル(長栄ビル)	TEL <075>211-5408
東京支店	東京都豊島区南池袋3-18-30(ファースト日野ビル)	TEL <03>981-4136
北陸出張所	金沢市横川町3-200(岡田商会内)	TEL <0762>41-2494
岡山出張所	岡山市城下町10-16城下ビル(世紀建設内)	TEL <0862>32-0776
仙台営業所	仙台市かすが町4の7	TEL <0222>65-6951
熊本営業所	熊本市健軍町3391-2	TEL <0963>65-1360

農村開発戦略の調査と企画

本財団は、わが国における農村の開発整備を推進するためのシンクタンクとして主に次のような事業を行なっている。

- (1) 国内及び海外の農村地域開発整備に関する調査研究
- (2) 農村地域の開発整備事業の企画立案
- (3) 農村整備に関する調査研究及び事業の企画立案の受託

主な刊行物 { 研究誌「農村工学研究」
普及誌「新しい農村計画」

財団 法人 **農村開発企画委員会**

東京都千代田区神田駿河台 1の2 馬事畜産会館
TEL. 294-8721(代表) 〒101

農林業センサス と地域利用

■編集 農林統計協会

定価1500円 〒200円

▷1980年世界農林業センサスの平易な解説書

センサスを自由に使いこなすため、センサスの見方、使い方についてやさしく解説した手引書。地域への使い方の応用が詳しく説明されているので、各都道府県、市町村の地域計画作成や村づくりの指針として最適。

■発行 財団 法人 **農林統計協会**

東京都目黒区目黒2-11-14(大鳥ビル)
電話03(492)2987 振替東京9-70255

農業土木学会農村計画研究部会規約

名 称

1. この部会は、農村計画研究部会と称する。

目 的

2. この部会は、農村計画、農村整備に関する学術の発展及び部会員間の学術交流に寄与することを目的とする。

事 業

3. この部会は、その目的を達成するため、次の事業を行なう。
 - 1) 部会誌の発行。
 - 2) 共同研究。
 - 3) 研究発表会、研究討論会、ならびに見学会等の開催。
 - 4) 関連学会、関連機関との学術交流。
 - 5) 研究資料の収集・配布。
 - 6) その他。

所属・会員

4. この部会は、農業土木学会に所属し、その学会員を主な構成員とするが、非学会員の加入も妨げない。

役 員

5. この部会には次の役員をおく。(1)部会長、(2)副部会長、(3)幹事、(4)監事、(5)常任幹事、(6)各種委員会委員。
なお、役員を選任は総会で行なうことを原則とする。役員任期は2年とし、再任を妨げない。

総 会

6. 総会は、原則として年1回開催し、役員改選、予算、決算、活動方針、規約改正及びその他重要事項を定める。
 - 2 総会の議事は出席者の過半数をもって決する。

役員会

7. 事業の円滑な運営を図るため、部会には次の役員会をおく。(1)幹事会、(2)常任幹事会、(3)各種委員会。

経 費

8. この部会の運営に要する経費は、農業土木学会の補助金、会員の負担、及び寄付金等によってまかなう。

入退会

9. この部会への入退会は自由であるが、そのつど事務局へ連絡する。

事務局

10. この部会の事務局は、東京都千代田区神田駿河台1の2、馬事畜産会館内、財団法人農村開発企画委員会内におく。

1980年3月20日 印刷
1980年3月25日 発行 定価 1,000円

編 集・農業土木学会農村計画研究部会
〒101 東京都千代田区神田駿河台1の2
馬事畜産会館
財団法人 農村開発企画委員会内
TEL 03-253-3237

発 行・財団法人 農林統計協会
〒153 東京都目黒区目黒2-11-14大鳥ビル
TEL 03-492-2987 (代)

JOURNAL OF RURAL PLANNING

No. 18

CONTENTS

Introduction	Research Committee
Settlement Concept and Farming Village Plan — Viewpoints with Respect to Planning in Kurihara District —	Yoshihiko SASAKI
On the Integrated Residence Policy Concerning Rural Planning — Case Study on the Tonami Area, Toyama Pref. —	Masahiko TOMITA
Studies on the Conditions Effective for Establishing Consolidated Settlement in the Rural Area of Masuda	Ryoichi URA and Others
New Approach to Regional Planning — An Example in Yahatahama-Ozu District —	Teitaro KITAMURA
Proposals Regarding the Establishment of Rural Settlement Regions	Shigeru ITO
Discussion	

1980. 3

THE SOCIETY OF RURAL PLANNING
C/O RURAL DEVELOPMENT PLANNING COMMISSION
BAJICHIKUSAN-KAIKAN, 1-2, KANDA-SURUGADAI
CHIYODA-KU, TOKYO JAPAN